

# 「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査」の勧告に対するその後の改善措置状況

【勧告先】 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省

【勧告日】 平成24年7月31日

【一回目の回答日】 平成25年1月31日～25年3月1日

【二回目の回答日】 平成26年4月14日～26年4月18日

(改善措置状況は、平成26年3月1日現在のもの)

## 主な勧告概要(調査結果)

## 主な改善措置状況

### 1 国から公益法人等(※)への支出の状況

#### (1) 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進

##### ① 参入要件等の見直し

○指摘事項 14件

(例)

- ・過去の事業実績を入札参加条件としているもの等
- ・事業実績配点比率が能力・提案内容の配点比率に比べて高いもの



○改善措置を講じたもの 8件  
 ○今後改善措置を講ずることとしているもの 2件  
 ※事業が終了したもの 4件

(例)

- ・過去の事業実績・経験を入札参加条件等とせず、参入要件を拡大したもの (厚生労働省、経済産業省)
- ・事業実績配点比率の見直し(100分の30以内)を行い審査の公平性を確保した結果、一者応札が改善されたもの (経済産業省、環境省)

##### ② 契約準備期間等の確保

○指摘事項 41件

(例)

- ・説明会開催日から提案書提出日までの期間が不十分と考えられるもの
- ・開札日から履行開始日までの期間が不十分と考えられるもの



○改善措置を講じたもの 24件  
 ○今後改善措置を講ずることとしているもの 1件  
 ※事業が終了したもの 16件

(例)

- ・説明会開催日から提案書提出日まで十分な期間(18日間等)等を確保した結果、一者応札が改善されたもの (環境省)
- ・開札日から履行開始日まで十分な期間(6日間から1か月間等)が確保されたもの (経済産業省、環境省)

### ③ 事業の分割化

○指摘事項 3件

(例)

- ・業務内容が広範囲で、全てを一括して実施できる事業者が限定されてしまうおそれのあるもの



○改善措置を講じたもの 3件

(例)

- ・業務内容の見直しを行い、事業を2つに分割した結果、一者応札が改善されたもの (総務省、環境省)

### (2) 競争性のない随意契約の適正化

#### ① 複数年度にわたる事業における2年目以降の競争性のない随意契約の見直し等

○指摘事項 20件

(例)

- ・複数年度にわたる事業で、開始年度の翌年度以降随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必要性が精査されていないもの



○改善措置を講じたもの 14件

※事業が終了したもの 6件

(例)

- ・調達手続を、毎年度の一般競争入札(総合評価落札方式)へ移行したもの (環境省)
- ・やむを得ず随意契約を締結する場合、その必要性の精査を実施したもの (外務省、経済産業省、環境省)

#### ② 再委託先の指定の見直し等

○指摘事項 6件

(例)

- ・仕様書に再委託先及び契約金額を記載しており、実質的に競争性のない随意契約となっているもの



○改善措置を講じたもの 4件

※事業が終了したもの 2件

(例)

- ・仕様書の見直しにより再委託先の指定を取りやめたもの (環境省)
- ・やむを得ず再委託先を指定したが、仕様書に理由を明記して透明性を確保したもの (環境省)

### (3) 公益法人への支出に対する自己点検表の活用

#### ○17府省に要請

##### (要請内容)

各府省は、自己点検表を公益法人に対する支出の点検・見直しに活用するとともに、内閣官房は、各府省の点検見直し状況の取りまとめを行うこと



#### ○17府省で対応

##### (対応内容)

平成24年度の公益法人への支出に係る点検・見直しを実施

##### (自己点検表の活用例)

・受注実績を官公庁に限定しないよう参入要件を見直し

### 2 実態上一者指定等となっている権限付与の参入促進の取組

#### ○指摘 71制度

##### (指摘内容)

複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度は、積極的な参入促進に努めること



○参入促進の取組を行っているもの 66制度

○指定制度が廃止されたものなど 5制度

## 国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（２回目のフォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 23 年 5 月～24 年 7 月
- 2 調査対象機関 (1) 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省  
(2) 国の所管する公益法人のうち、国家公務員出身の常勤理事が在職する 80 法人

### 【勧告日及び勧告先】

平成 24 年 7 月 31 日 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省

### 【回答年月日】

平成 25 年 1 月 31 日～25 年 3 月 1 日

内閣府	平成 25 年 2 月 22 日	宮内庁	平成 25 年 2 月 21 日	公正取引委員会	平成 25 年 2 月 21 日
国家公安委員会(警察庁)	平成 25 年 3 月 1 日	金融庁	平成 25 年 2 月 26 日	消費者庁	平成 25 年 2 月 22 日
総務省	平成 25 年 2 月 27 日	法務省	平成 25 年 2 月 26 日	外務省	平成 25 年 3 月 1 日
財務省	平成 25 年 3 月 1 日	文部科学省	平成 25 年 2 月 28 日	厚生労働省	平成 25 年 3 月 1 日
農林水産省	平成 25 年 2 月 25 日	経済産業省	平成 25 年 2 月 19 日	国土交通省	平成 25 年 2 月 22 日
環境省	平成 25 年 2 月 27 日	防衛省	平成 25 年 1 月 31 日		

### 【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

平成 26 年 4 月 14 日～26 年 4 月 18 日

内閣府	平成 26 年 4 月 14 日	宮内庁	平成 26 年 4 月 15 日	公正取引委員会	平成 26 年 4 月 15 日
国家公安委員会(警察庁)	平成 26 年 4 月 15 日	金融庁	平成 26 年 4 月 17 日	消費者庁	平成 26 年 4 月 17 日
総務省	平成 26 年 4 月 17 日	法務省	平成 26 年 4 月 16 日	外務省	平成 26 年 4 月 18 日
財務省	平成 26 年 4 月 15 日	文部科学省	平成 26 年 4 月 17 日	厚生労働省	平成 26 年 4 月 17 日
農林水産省	平成 26 年 4 月 15 日	経済産業省	平成 26 年 4 月 16 日	国土交通省	平成 26 年 4 月 14 日
環境省	平成 26 年 4 月 17 日	防衛省	平成 26 年 4 月 17 日		

### 【調査の背景事情】

- 公益法人等への補助・委託等については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与により実施している政府関連公益法人の事務・事業について、徹底的な見直しを行うこととされるとともに、行政刷新会議における事業仕分けや「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成 22 年 6 月 18 日行政刷新担当大臣）に基づく各府省の見直し等が行われてきたところ
- 上記閣議決定においては、行政からの支出等が国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかと批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直すこととされており、特に、国家公務員出身者が常勤理事として法人運営に深く携わっている公益法人について、当該法人に対する国からの支出等の競争性、透明性の確保が厳格に図られていることが必要
- 本調査は、国から公益法人への補助・委託等について、一層の競争性・透明性を確保する観点から、国から公益法人等に対する契約等による支出や、権限付与の状況等について調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 国から公益法人等への支出の状況</p> <p>(1) 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進</p> <p>ア 参入要件等の見直し</p> <p>(所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 一般競争入札等において一者応札・一者応募となっている契約については、新規参入の障害となっている事業の実績等の競争参加条件の撤廃や適切な情報開示等の見直しを行い、一般競争入札等への参加者の拡大を図ること。</p> <p>また、事業の実績等については、競争参加条件とせず、総合評価落札方式、企画競争における審査項目として評価することを検討する等、入札参加者の拡大に努めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p> <p>○ 一般競争入札、企画競争、公募等の競争性のある調達方式での応札者、応募者が一者となっている契約（以下「一者応札・一者応募」という。）については、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）において、競争性確保の徹底の観点から、全ての府省において第三者機関による重点的な監視を求められているところである。</p> <p>また更に、「政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 6 月 15 日行政刷新会議決定）においても、競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保することとされ</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ 1 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ 2 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>各府省への個別指摘事項等の概要は別紙のとおりであり、関係府省が講じた改善措置状況は以下のとおりとなっている。なお、整理番号は、別紙の個別指摘事項一覧の整理番号である。</p>

ている。

### 【実態及び問題点】

入札公告、仕様書等における競争参加条件において、参加者に求める資格・能力、実施体制等が特定の者に限定する内容となっている、仕様書の内容を実施することが可能な者が前回又は過去に受託した者に限定されているなど、参入できる者が特定の者（一者）となり、実質的な競争性が確保されていない例がある。

また、一般競争入札（総合評価落札方式）や企画競争等において、過去の事業実績を要件としているため、参入できる者が限定されており、契約の透明性や実質的な競争性の確保が十分でない例がある。

### （調査結果）

#### 【外務省】（3件）

- 21世紀パートナーシップ促進招へい事業（平成21年度 公募）  
公募における応募要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数80件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

なお、平成22年度以降、本事業における同条件は緩和されている。

- オピニオンリーダー招待及び高級実務者招へい事業等接遇業務（平成21年度 公募）

### <改善状況>

#### 【外務省】

→ 21世紀パートナーシップ促進招聘事業は、平成23年度から戦略的実務者招へい事業に整理統合して実施。外務省は、両事業につき平成22年度以降、随意契約（公募）から一般競争入札に変更し、業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有するといった条件を緩和した結果、同年度以降は複数者が応札

#### ⇒ 措置済み **整理番号3**

→ オピニオンリーダー招待及び高級実務者招へい事業は、平成23年度から閣僚級招へい事業に整理統合して実施。指摘のあつ

公募における応募要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数40件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

なお、平成22年度以降、本事業における同条件は撤廃されている。

- 外国報道関係者招へい事業に係る業務一式(平成21年度 最低価格落札方式)

入札における参入要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数12件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

なお、平成22年度以降、本事業における同条件は撤廃されている。

#### 【厚生労働省】(2件)

- 覚せい剤等撲滅啓発事業(平成21年度 企画競争、22年度、23年度 総合評価落札方式)

本事業の実施においては、現在、公益財団法人麻薬覚せい剤乱用防止センターが所有する、特定車両(薬物標本やビデオコーナーを備えた大型バス)の運行が前提となっており、当該法人以外の者の実施が困難な内容となっている。

た業者の限定的参入要件は平成22年度に撤廃した結果、同年度以降は複数者が応札

⇒ 措置済み **整理番号4**

→ 外国報道関係者招聘事業は、指摘のあった限定的参入要件は平成22年度に撤廃した結果、同年度以降は複数者が応募

⇒ 措置済み **整理番号5**

#### 【厚生労働省】

→ 覚せい剤等撲滅啓発事業は、平成24年度の事業者選定に当たっては、公益財団法人麻薬覚せい剤乱用防止センターが所有している薬物乱用防止キャラバンカー(薬物標本やビデオコーナーなどを備えた大型のバス)の運行を前提とせず、薬物標本やビデオコーナーなどの啓発資材を備えた車両を準備するよう仕様書の見直しを行い、平成24年1月に入札公告を実施

- 原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業（平成 21 年度～23 年度 公募）

公募における応募要件（特殊な技術及び設備等の条件）として、放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していることが求められており、一般競争入札、企画競争の前段階で実施する参入希望者の募集であるにもかかわらず、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

【経済産業省】（1 件）

- ITS の規格化事業（平成 21 年度～23 年度 企画競争）

本事業は、ITS（高度道路交通システム）の国際規格化に係る活動支援及び調査研究を実施するものであるが、本事業の受託に当たり、業務の特殊性からその確実な実施を担保するためとし

⇒ 平成 25 年度の事業者選定に当たっては、一者応札の更なる改善を図るため、啓発資材を備えた車両を前提とせず、薬物乱用防止に関して開発又は準備した有効な資材を活用して啓発活動を行うという要件に仕様書を見直し、平成 25 年 1 月に入札公告（平成 25 年度薬物乱用防止啓発訪問事業）を行ったが、結果は一者応札。平成 26 年度においても、事業の目的は確保しつつ、参入拡大を図るため、更なる仕様書の見直しを行うなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 **整理番号 2**

→ 原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業は、当該勧告を踏まえ、平成 24 年度の事業者選定に当たっては、公募における応募要件（特殊な技術及び設備等の条件）として、従前「放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していること」としていたもののうち、実績要件である「数多くの」を削除

⇒ 平成 24 年度の事業者選定時と同様の仕様書とし（応募要件について、23 年度以前は「放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していること」としていたもののうち、実績要件である「数多くの」を削除）、25 年 7 月に 25 年度事業の公募を行ったが、結果は一者応募。

**整理番号 6**

【経済産業省】

→ ITS の規格化事業については、ISO（国際標準化機構）等の国際会議における国際標準原案策定、提案等について継続的な実施が必要と判断した結果、平成 24 年度は競争性のない随意契約を締結。平成 25 年度は改めて契約方式等を検討することと

て、過去に ISO/TC204 に関する国際会議等に参加した実績を有することや、ITS に関する技術動向に関連する調査等の経験を有することなど、過去の実績に係る複数の応募資格を全て満たすことが求められており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

【環境省（内閣府）】（1件）

- 科学技術基礎調査等委託（放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

本委託調査は、総合評価落札方式を採用しており、競争参加者は平成 20 年度に実施した委託調査の知見を踏まえ、21 年度に実施される調査内容について、21 年 3 月に提案する必要があるが、当該時点で 20 年度の委託調査の成果報告書が作成されていないため、20 年度受託した者以外の者は、実質的に提案することが難

し、26 年度に事業を行う際は、過去の実績、経験を一般競争入札等の参加要件とせず、提案書を審査する際の評価項目として、事業者を選定する予定

⇒ ITS の規格化事業については、我が国の ITS 技術について、  
i) ISO（国際標準化機構）に提案するための国際規格原案の策定、ii) 国際審議に必要となるバックデータ等を検証して国際規格原案の国内審議及び iii) ISO における国際標準化活動を行うものであり、規格開発には通常 3～5 年程度を要するため、平成 23 年度から同一の委託先が継続して実施する必要があると判断し、25 年度は、契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、前年度の成果を踏まえた事業の必要性、24 年度を取組を精査し、事業費を前年度より縮減する等、これらの妥当性について精査を行い全委員から同一者による事業の継続が妥当との見解を得た上で、競争性のない随意契約を締結。当該事業は平成 25 年度で終了するが、今後、類似の事業を行う場合には、過去の実績・経験を参加要件としないなど、参加者の拡大に努める。 整理番号 7

【環境省（内閣府）】

→ 科学技術基礎調査等委託（放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査）について、当該勧告を受けた内閣府原子力安全委員会は環境省原子力規制委員会の設置に伴い廃止された組織であり、また、当該委託は平成 22 年度に終了。

なお、原子力規制庁では、平成 24 年 11 月 13 日、総務課業務管理室から関係課室に対し、勧告の趣旨を踏まえ総務省が整理した自己点検表を参考としたチェックシートの周知を行い、

<p>しいものとなっている。          なお、平成 22 年度の本事業実施においては、同様の提案は求められていない。</p>	<p>指導しており、今後、同様の事業を実施する際には、新規の参入希望者に対して適切な情報開示を実施          ⇒ (平成 22 年度をもって終了) <b>整理番号 1</b></p>
<p>(所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 一般競争入札等での提案書や企画書の審査における事業実績が評価に影響する項目については、その配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準とすること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><b>[問題を取り巻く環境]</b>          上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b>          一般競争入札（総合評価落札方式）や企画競争での提案書及び企画書の審査において、他事業と比較すると、事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が能力や提案内容に関する項目の配点比率に比べて高いため、前年度若しくは過去に当該業務又は同種類似業務を実施した者が採点上有利になるなど、審査において公平性が確保されていないおそれがある例がある。</p> <p>(調査結果)</p> <p><b>【外務省】</b>（1 件）</p> <p>○ IAEA 保障措置（包括的保障措置協定及び追加議定書）実施に関する運用上の解説を含む我が国の法体系調査、及び同調査結果に基づいた英語版資料の作成（平成 21 年度 企画競争）          企画競争における評価について、保障措置関連の業務実績に対</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p><b>【外務省】</b>          → IAEA 保障措置（包括的保障措置協定及び追加議定書）実施に関する運用上の解説を含む我が国の法体系調査及び同調査結果に基づいた英語資料版の作成」事業は、平成 21 年度限りの事業。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際、事業者</p>

する評価が 100 分の 75 を占めており、一者応募で同一法人が選定されている。

なお、平成 22 年度以降、応募者の過去の同種事業実績については審査項目としない等の見直しを実施している。

【経済産業省】（2件）

- エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（工場のエネルギー使用状況調査事業）（平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式）

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 30 を超えており、かついずれも一者応募で同一法人が選定されている。

- 新エネルギー等導入促進基礎調査（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）の運用時等における課題等分析調査）（平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式）

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 30 を超えており、かついずれも一者応募で同一法人が選定されている。

の選定に当たっては、提案書や企画書の審査における応募者の過去の同種事業実績に係る配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準を策定

⇒ （平成 21 年度限り） **整理番号 8**

【経済産業省】

→ エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（工場のエネルギー使用状況調査事業）は、平成 24 年度の事業者選定に当たっては、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率の見直しを行い、100 分の 25 に引下げ

⇒ **平成 25 年度の事業者選定に当たっては、引き続き類似事業の実績に係る配点比率を 100 分の 25 とし、事業内容及び実施方法に係る加点の配分比率の上限を下げるとともに、資源エネルギー庁が調達を予定している事業の合同説明会での周知等、周知手段を増やす等の措置を講じた。その結果、入札説明会への参加は 2 者から 3 者に増加したが、結果的に一者応募。今後は、事業の分割など、引き続き一者応募を改善するための措置を講ずる。** **整理番号 9**

→ 新エネルギー等導入促進基礎調査（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）の運用時等における課題等分析調査）は、平成 23 年度で終了したが、類似の事業である平成 24 年度エネルギー使用合理化促進基盤整備事業（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO50001）及び関連規格等の課題等分析調査）を実施するに当たっては、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率の見直しを行い、100 分の 30

【環境省】（4件）

- 環境保全型製品購入促進事業（平成 22 年度、23 年度 総合評価落札方式）

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 22 年度、23 年度ともに 100 分の 32.5 と、100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。

に引下げ

⇒ 新エネルギー等導入促進基礎調査（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）の運用時等における課題等分析調査）は平成 23 年度で終了。平成 24 年度以降は、類似の事業であるエネルギー使用合理化促進基盤整備事業（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO50001）及び関連規格等の課題等分析調査）を実施。当該事業を実施するに当たり、平成 24 年度においては、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率の見直しを行い、100 分の 30 に引下げ。

平成 25 年度においては、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率の更なる見直しを行い、100 分の 20 に引下げを行うとともに資源エネルギー庁が調達を予定している事業の合同説明会での周知等、周知手段を増やすなどの改善措置を講じた。その結果、2 者が応札し、一者応札が改善。

今後は、周知方法の見直しなど、引き続き入札参加者の拡大に努める。 **整理番号 10**

【環境省】

→ 契約 4 件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、審査における公平性を確保するため、一般競争入札（総合評価落札方式）や企画競争での提案書及び企画書の審査における事業の実績が評価に影響する項目については、その配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準とするよう、平成 25 年 2 月 8 日に、会計課から全部局に対し、配点の設定に関して通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成 25 年 2 月 8 日環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知）

○ 公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価業務(平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式)

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度は 100 分の 32.5、22 年度は 100 分の 37.5 といずれも 100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。

⇒ 環境保全型製品購入促進事業については、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の事業者選定に当たり、総合評価落札方式による提案書の審査配点に関して、事業者及び従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合を総得点の 10 分の 3 以内となるように設定するなどの見直しを行い、平成 25 年 6 月に入札公告を実施。その結果、2 者の応札があり、一者応札が改善。次年度の事業を行う際は、引き続き応募者の能力や、提案内容がより勘案される評価基準を定める。 **整理番号 11**

⇒ 公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価業務は、現在、低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術実証試験評価委託業務に移行して実施。総合評価の提案書の審査に当たっては、「調達手続に係る改善方策について」(平成 25 年 2 月 8 日付け環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知)により、過去の実績に係る配点の割合を 10 分の 3 以内にすることが望ましいとされている。しかし、平成 25 年度業務については、以下の理由により、前年度までの業務成果を基礎とした内容が主体となり、従事者の過去の実績、能力資格等を、品質確保の観点から重要視せざるを得なかったことから、過去実績に係る配点の割合がやむを得ず 10 分の 3 を超過。

1. 平成 25 年度の実証試験候補を 24 年度の当該業務において有識者検討会に付したところ、多数の課題の解決を条件とした採択となったことから、25 年度業務において前年度の検討経緯及び課題に対する認識・理解が要求されたこと。
2. 平成 25 年度の評価対象となる技術の種類が「原位置浄化」であり、前年度までの業務において、評価対象となる技術の種類は「原位置浄化」技術が多かったため、25 年度の事業

- 製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務（平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式）

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 32.5 と、100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。

- こどもエコクラブ事業委託業務（平成 21 年度、22 年度 総合評価落札方式）

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成 21 年度、22 年度ともに 100 分の 35 と 100 分の 30 を超えており、かついずれの年度も同一法人が選定されている。

実施後の評価に際してもそれらの技術に詳しい者が求められたこと。（平成 24 年度は評価技術 2 件中 1 件が、平成 23 年度は 1 件中 1 件が「原位置浄化」技術。）

一方で、専門性が必要とされる業務の実施方法に係る項目については、「評価結果の公表資料の作成」や「アンケート調査」の手法等に着眼して細分化し、配点を見直すと同時に業務実施内容の明確化に努め、参加の拡大を図るよう努めた。

しかし、結果的に平成 25 年度は一者応札（24 年度は 2 者が応札）。来年度からは過去の実績に係る配点の割合を 10 分の 3 以内に見直し、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 **整理番号 12**

⇒ 製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、総合評価落札方式による提案書の審査配点については、事業者及び従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合は総得点の 10 分の 3 以内となるように設定するなど、応募者の能力や提案内容がより勘案される評価基準を定める。

（※）

**整理番号 13**

⇒ こどもエコクラブ事業委託業務は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、総合評価落札方式による提案書の審査配点については、事業者及び従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合は総得点の 10 分の 3 以内となるように設定するなど、応募者の能力や提案内容がより勘案される評価基準を定める。（※） **整理番**

	<p><b>号 14</b></p> <p>※ 1回目のフォローアップでは、個別事業の改善措置状況等について回答していなかったもの。</p>
<p><b>イ 契約準備期間等の確保</b> (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一者応札・一者応募となっている契約については、新規参入希望者が、受注した業務の実施に必要な準備を行うことが可能となるよう、公告日から開札日までの期間等について、十分な期間を確保すること。特に複数年連続で一者応札・一者応募となっている契約については、競争性、透明性及び公平性の確保の観点から、公告期間等の妥当性について精査すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><b>[問題を取り巻く環境]</b></p> <p>上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>一般競争入札等の競争的な調達方式により契約を締結しているものについて、調達を公告した日から開札する日までの期間等が短く提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保されていない、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を実施するための準備等に必要な期間が十分に確保できない、あるいは前年度の事業実施者より業務を引き継ぐ期間が確保されていないなど、事実上、新規参入希望者の参加が困難となっている例がある。</p>	

(調査結果)

【総務省】(1件)

- 原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する調査検討業務(平成21年度 総合評価落札方式)  
説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

【外務省】(1件)

- 公邸派遣料理人に関する業務(平成23年度 公募)  
入札等参加希望者の公募において、応募の締切日(平成23年3月15日)から、事業開始日(4月1日)までの期間が短く、公示で示されている4月1日からの実施は難しいものとなっている。

【厚生労働省】(3件)

- 覚せい剤等撲滅啓発事業(平成22年度 総合評価落札方式)  
説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

<改善状況>

【総務省】

- 原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する調査検討業務は、平成21年度限りの事業。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、新規参入希望者が業務実施に必要なとする準備期間として説明会開催日から提案書締切日までの期間を十分確保

⇒ (平成21年度限り) **整理番号 17**

【外務省】

- 公邸派遣料理人に関する業務については、平成24年度以降新規派遣は行わないこととし、平成26年度を目途に事業そのものも廃止。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、開札日から履行開始日までの期間を十分確保

⇒ **平成24年度以降新規派遣は行っておらず、26年度を目途に事業そのものを廃止。その後同様の事業は予定されていないものの、実施する際は、開札日から履行開始日までの期間を十分確保する。** **整理番号 46**

【厚生労働省】

- 覚せい剤等撲滅啓発事業は、説明会開催日から提案書・入札書の提出日までの期間について、平成22年度は9日間と設定。新規参入希望者が仕様書で求められている業務に必要な準備を行うことが可能となるよう、23年度以降の事業者選定に当たっては当該期間を10日間以上確保

⇒ **前回回答のとおり** **整理番号 32**

○ ポジティブ・アクション促進のための総合的情報提供事業（平成 23 年度 企画競争）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

○ 両立支援に関する総合的情報提供事業（平成 23 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

【農林水産省】（1 件）

○ 地域活性化のためのプレジャーボート活用調査事業（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

【経済産業省】（7 件）

○ グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業（平成 21 年度 総合評価落札方式）

公告日から開札日までの期間が短く（7 日）、新規事業者が余裕をもって計画的に提案を行うために必要な期間が十分確保されていないおそれがある。

→ ポジティブ・アクション促進のための総合的情報提供事業は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 23 年度は 8 日間と設定。平成 24 年度はその妥当性を精査し、14 日間として実施したところ、応札者がなかったため、再度、27 日間として実施した結果、複数者が応札

⇒ 措置済み **整理番号 43**

→ 両立支援に関する総合的情報提供事業は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 23 年度は 8 日間と設定。平成 24 年度はその妥当性を精査し、22 日間とすることによって、一者応札が改善

⇒ 措置済み **整理番号 44**

【農林水産省】

→ 地域活性化のためのプレジャーボート活用調査事業は、平成 21 年度限りの事業。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、新規参入希望者が業務実施に必要とする準備期間として説明会開催日から提案書締切日までの期間を十分確保

⇒ **（平成 21 年度限り）** **整理番号 20**

【経済産業省】

→ グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業に係る一般競争入札の実施は、平成 21 年度限り。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施するに当たっては、公告期間及び提案書の締切期間の妥当性を精査した上で、事業者が余裕をもって計画的に提案を行うために十分な期間を設定

また、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（工場のエネルギー使用状況調査事業）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- エネルギー環境総合戦略調査（IEA におけるエネルギー効率指標を活用したセクター別アプローチの制度構築に向けた検討）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

⇒ **当該事業自体は継続しているものの、一般競争入札の実施は平成 21 年度限り。今後同様の事業を実施するに当たっては、公告期間及び提案書の締切期間の妥当性を精査した上で、事業者が余裕をもって計画的に提案を行うために十分な期間を設定する。** **整理番号 15、21**

→ エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（工場のエネルギー使用状況調査事業）は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 21 年度は 8 日間と設定。平成 22 年度以降は、毎年度説明会開催日から企画書提出締切日までの期間を 10 日間以上確保

⇒ **前回回答のとおり** **整理番号 22**

→ エネルギー環境総合戦略調査（IEA におけるエネルギー効率指標を活用したセクター別アプローチの制度構築に向けた検討）は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 21 年度は 8 日間と設定。類似の事業である平成 22 年度エネルギー環境総合戦略調査（国際的なエネルギー効率指標基盤の構築に関する調査）、23 年度エネルギー環境総合戦略調査（エネルギー効率指標基盤構築に関する調査）等の実施に当たっては、毎年度説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を 10 日間以上確保

⇒ **前回回答のとおり** **整理番号 23**

○ 国際エネルギー使用合理化等対策事業（省エネルギー政策共同研究事業）（平成 21 年度 総合評価落札方式）

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

○ 石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び価格動向調査）（平成 23 年度 総合評価落札方式）

開札日から役務等の履行開始日までの期間が 0 日となり、新規参入希望者が必要な準備（データソースの確保、要員の手配等）を行うことが困難であり、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。

→ 国際エネルギー使用合理化等対策事業（省エネルギー政策共同研究事業）は、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間について、平成 21 年度は 6 日間と設定。平成 22 年度以降は、毎年度説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を 10 日以上確保し、24 年度事業において一者応札が改善

⇒ 措置済み **整理番号 24**

→ 石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び価格動向調査）は、事業内容の見直しを行い、平成 24 年度においては石油産業体制等調査研究（石油製品需給、価格動向及び石油流通に関する実態調査）として事業を実施。平成 23 年度においては、開札日から役務等の履行開始日までの期間が 0 日間となっていたが、24 年度事業の実施に当たっては、1 週間確保

⇒ **石油産業体制等調査研究（石油製品需給、価格動向及び石油流通に関する実態調査）は平成 24 年度に終了したが、類似の事業として、平成 25 年度石油産業体制等調査研究（我が国の石油流通と国際原油・石油製品市場に関する実態調査）を実施。平成 25 年度においては、前年度に引き続き、開札日から役務等の履行開始日までの期間を開庁日で 5 日間確保（開札前には、開札から契約締結まで 1 週間以上を要するものと想定していたが、開札後、落札事業者と契約に関する調整を行った結果、人員の確保や資料作成に係るデータソースの確保など、事業開始に当たって必要とされる事項にめどがついたことから、開札日から履行開始日までの期間が、結果として、開庁日で 5 日間となった。）。また、平成 25 年度事業においては、事業内容を見直し、23 年度及び 24 年度事業において実施していた週次報告を廃止。**

○ 放射性廃棄物共通技術調査等委託費（放射性廃棄物海外総合情報調査）（平成 21 年度～23 年度 総合評価落札方式）

開札日から役務等の履行開始日までの期間が短く（平成 21 年度：9 日、22 年度：5 日、23 年度：3 日）、新規事業者が前年度実施公益法人より役務（データベースの日常的な保守・管理（データ登録作業、障害対応、ソフトウェアの更新等を含む。)) を引き継ぐ十分な期間が確保されておらず、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。

しかし、結果は一者応札。平成 25 年度限りで当該事業は終了する予定だが、今後、同様の事業を実施する場合には、事業者決定日から履行開始日までの期間を十分確保するとともに、複数の事業者に対する周知や、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率の見直しを行い、入札参加者の拡大に努める。 **整理番号 47**

→ 放射性廃棄物共通技術調査等委託費（放射性廃棄物海外総合情報調査）は、平成 21 年度から 23 年度までにおいて、開札日から役務等の履行開始日までの期間がそれぞれ 9 日間、5 日間、3 日間となっていたが、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度からの事業者選定に当たっては、開札日から役務等の履行開始日までの期間等について見直す予定

⇒ **当該勧告を踏まえ、平成 25 年度は、以下の改善策を実施。**

- ・ 「一者応札・応募に係る改善方策について」（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省）や平成 24 年 9 月に策定した改善方針「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」等に基づき、公告期間 20 日間、開札日から事業開始まで 11 日間を確保（開札日を含む。）。
- ・ 入札に参加可能な資格条件を経済産業省競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」の等級に加えて「C」の等級に格付されている者も対象とし、参加可能な企業の間口を拡大。
- ・ 評価項目について、過去の事業実績等を必須項目から外し加点項目に移すとともに、配点を 100 分の 10 に引き下げ、過去に受託実績のあるものが有利な評価構造とならないように見直し。

【環境省】(22件)

- 環境保全型製品購入促進事業(平成22年度、23年度 総合評価落札方式)ほか18件

説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

- ・ 資源エネルギー庁が調達を予定している事業の合同説明会において広く一般の事業者に対して説明会を実施し、事業目標・内容等を広く周知。(20者参加)

しかし、結果は一者応札。今後も引き続き上記改善策を講ずるなど、入札者の拡大に努める。 整理番号 48

【環境省】

→ 契約22件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、競争性、透明性及び公平性を確保するため、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を実施するための準備等期間を確保できるよう、平成25年2月8日に、会計課から全部局に対し、調達の公告時期の早期化等について通知(「調達手続に係る改善方策について」(平成25年2月8日環境会発第1302083号大臣官房会計課長通知))

⇒ 環境保全型製品購入促進事業については、当該勧告を踏まえ、平成25年度の事業者選定に当たり、総合評価落札方式による入札において、入札説明会の内容を踏まえて提案書を作成する時間を確保するため、説明会から提案書の提出期日までの期間を13日間として、平成25年6月に入札公告を実施。その結果、2者の応札があり、一者応札が改善。次年度の事業を行う際も、引き続き説明会から提案書の提出期日までの期間を十分確保する。 整理番号 16

⇒ 環境測定分析統一精度管理調査業務については、当該勧告を踏まえ、平成25年度の事業者選定に当たり、説明会から提案書の提出期日までは9日間であったが、十分な業務期間を確保

し、前年度の事業者より業務を引き継ぐ期間を設ける観点から、平成 25 年 3 月 21 日開札、同年 4 月 1 日付け契約とした。しかし、結果は一者応札。平成 26 年度の事業者選定では、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を 13 日間にするのに加え、公告開始から説明会までの期間を 16 日間とし、公告期間を長く設定する。 整理番号 25

⇒ 環境カウンセラー事業運営業務については、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の事業者選定に当たり、総合評価落札方式による入札において、入札説明会の内容を踏まえて提案書を作成する時間を確保するため、説明会から提案書の提出期日までの期間を 12 日間として、平成 25 年 3 月に入札公告を実施。しかし、結果は一者応札。今後は、新規参入希望者の参加を得るために、仕様書の記載内容をより明確化するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 整理番号 26

⇒ アジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ（APFED II）活動推進業務は、平成 21 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保できるよう、公告日から開札日までの期間の妥当性等を精査する。（※） 整理番号 27

⇒ 有害大気汚染物質モニタリング手法検討調査業務は、平成 21 年度で終了したが、当該事業の結果を踏まえ、現在は、有害大気汚染物質測定方法検討調査業務に着手。平成 25 年度の事業者選定に当たり、当該勧告を踏まえ、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を十分に検討する時間を確保でき

るよう、入札説明会から、提案書の提出期限までの期間を 11 日間として、平成 25 年 11 月に入札公告を実施。しかし、結果は一者応札。今後は、仕様書の記載内容をより明確化するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 整理番号 28

⇒ 土壌環境リスクコミュニケーターに関する検討調査業務は、平成 21 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保できるよう、公告日から開札日までの期間の妥当性等を精査する。(※) 整理番号 29

⇒ クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務は、平成 23 年度で終了したが、当該業務の結果を踏まえ、現在は、クリーンアジア・イニシアティブ (CAI) 及び戦略的国際環境協力推進業務に着手。事業者選定に当たっては、当該勧告を踏まえ、新規参入希望者が提案書等の検討や作成が十分に行えるよう説明会開催から提案書等締切までの期間を 11 日間確保し、平成 25 年 10 月に一般競争 (総合評価落札方式) を実施。しかし、結果は一者応札。今後も、説明会開催から提案書締切までの期間を十分確保するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 整理番号 30

⇒ 広域最終処分場計画調査 (海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査) 委託業務は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保できるよ

う、公告日から開札日までの期間の妥当性等を精査する。(※)

整理番号 31

⇒ アジア・コベネフィット・アプローチ推進パートナーシップ構築に向けた調査検討業務は平成 22 年度で終了し、当該業務の成果を踏まえた事業も 23 年度で終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保できるよう、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間の妥当性等を精査する。(※)

整理番号 33

⇒ 化学物質環境実態調査精度管理等業務に係る事業については、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の事業者選定に当たり、競争性、透明性及び公平性を確保しつつ参入拡大を図るとの観点から、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を実施するために必要な準備期間の確保や入札参加資格の設定方法について検討を行い、入札公告日から開札日の前日までの期間を 23 日間に延長して、25 年 6 月に入札公告を行ったが、結果は一者応札。今後は、入札参加のための条件の緩和について検討を行うなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。

なお、当該事業は、より一層競争性の確保に取り組むべく、平成 24 年度から総合評価落札方式から最低価格落札方式（条件付き）に変更。また、平成 25 年度事業については、仕様書等から発注者の意図が正確に伝わる案件であることから、説明会の開催を行わなかった。

整理番号 34

⇒ 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務は平成 24 年度で終了し、25 年度は「技術開発・移転等、気候変動対策に係る国際交渉関連調査業務」と「2020 年以降の枠組みに関する整理・分析業務」の 2 つに分割して実施。

前者に関する平成 25 年度の事業者選定に当たっては、当該勧告を踏まえ、新規参入希望者が提案書等の検討や作成が十分に行えるよう説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を 11 日間等とする一般競争入札（総合評価落札方式）を実施。しかし、結果は一者応札。次年度以降の調達においても、説明会開催日から入札日までの期間などを十分確保するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。

後者に関する平成 25 年度の事業者選定に当たっては、当該勧告を踏まえ、新規参入希望者が業務内容の検討が十分に行えるよう、説明会開催日から開札までの期間を 8 日間とする一般競争入札（最低価格落札方式）を実施。その結果、2 者が応札し、一者応札が改善。次年度以降の調達においても、引き続き説明会開催日から提案書提出締切日までの期間などを十分確保する。 整理番号 35

⇒ 国際環境規制等情報提供体制検討業務は、平成 23 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を作成するために必要な期間が十分に確保できるよう、説明会から提案書の提出期日までの期間の妥当性等を精査する。（※） 整理番号 36

⇒ タイヤ騒音等実態調査業務（平成 24 年度から名称変更）については、平成 25 年度の事業者選定に当たり、24 年度に引き

続き一般競争入札（最低価格落札方式）としており、当該勧告を踏まえ、公告期間を営業日で 17 日とするなどの見直しを行い平成 25 年 12 月に入札公告を実施。その結果、入札説明会への参加者は 2 者となったが、応札者は 1 者。なお、平成 24 年度及び 25 年度事業については、仕様書等から発注者の意図が正確に伝わる案件であることから、説明会の開催を行わなかった。

次年度の事業を行う際は、応札者が複数となるよう今後とも仕様書等の見直しを行う。 整理番号 37

⇒ アジア太平洋環境開発フォーラムに関する普及支援当及び国際動向基礎調査業務は、平成 22 年度に終了。今後同様の事業を実施する際は、提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保できるよう、公告日から開札日までの期間の妥当性等を精査する。(※) 整理番号 38

⇒ 生物多様性条約第 10 回締約国会議運営支援等業務は、平成 22 年度限りで終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保できるよう、公告日から開札日までの期間の妥当性等を精査する。(※) 整理番号 39

⇒ 有害大気汚染物質測定方法検討調査業務については、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の事業者選定に当たり、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を十分に検討する時間を確保できるよう、入札公告から入札説明会までの期間を 18 日間、入札説明会から提案書提出までの期間を 11 日間として、

平成 25 年 11 月に入札公告を実施。しかし、結果は一者応札。今後は、仕様書の記載内容をより明確化するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 整理番号 40

⇒ 大気中微小粒子状物質成分分析ガイドライン（仮称）作成等に係る調査検討業務は、平成 23 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保できるよう、公告日から開札日までの期間の妥当性等を精査する。（※） 整理番号 41

⇒ こどもエコクラブ事業委託業務は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を作成するために必要な期間が十分に確保できるよう、説明会から提案書の提出期日までの期間の妥当性を精査する。（※） 整理番号 42

⇒ 日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務は平成 24 年度で終了したが、当該事業の結果を踏まえ、現在は、我が国循環産業海外展開事業化促進のための情報発信及び研修企画・運営等業務に着手。平成 25 年度の事業者選定に当たり、当該勧告を踏まえ、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を十分確保する観点から、公告期間の見直しを検討し、入札説明会から提案書提出締切日までの期間を 11 日間として、25 年 9 月に総合評価落札方式による入札を実施。しかし、結果は一者応札。次年度以降の調達においても、調査結果の公開（図書館での閲覧）、仕様書の見直し、入札説明会時の説明の工夫など、引き続き一者応札を改善するための

○ 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務（平成 23 年度総合評価落札方式）

開札日から日本代表団等の海外派遣に関する支援業務の実施までの期間が 6 日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。

○ 低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務（平成 21 年度企画競争）

契約候補者の決定日から国際会議の実施までの期間が 6 日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な準備期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。

措置を講ずる。 **整理番号 45**

⇒ 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務は平成 24 年度で終了し、25 年度は「技術開発・移転等、気候変動対策に係る国際交渉関連調査業務」と「2020 年以降の枠組みに関する整理・分析業務」の 2 つに分割して実施。

前者については、平成 25 年度の事業者選定に当たっては、当該勧告を踏まえ、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な準備期間が確保できるよう開札日から日本代表団等の海外派遣に関する支援業務の実施までの期間を 1 か月程度とし、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施。しかし、結果は一者応札。次年度以降の調達においても、業務の実施までの期間の適正化を検討するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。

後者については、契約方式を一般競争入札（最低価格落札方式）に変更したところ、2 者が応札。今後も業務の実施までの期間の適正化を検討するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 **整理番号 49**

⇒ 低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務については、平成 21 年度に 5 か年を前提とした企画競争により調達を行った。平成 25 年度については、「調達手続に係る改善方策について」に基づいて、「低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施委託業務に係る評価委員会」及び契約委員会において審査を行い、契約相手先が、世界の最先端の研究を行う研究者を取りまとめる知見を有する唯一の者であると判断されたため、継続して、随意契約を行った。平成 26 年度以降に行う予定の類似業

- 化学物質国際管理対応業務（平成 21 年度 最低価格落札方式）  
契約候補者の決定日から国際会議の支援業務の実施までの期間が 3 日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な準備期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。

【環境省（文部科学省）】（2 件）

- 核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブル情報に関するデータベース整備（平成 21 年度 総合評価落札方式）

務については、業者の決定から履行開始までの期間を十分確保するなど、一者応札を改善するための措置を講ずる。 **整理番号 50**

- ⇒ 化学物質国際管理対応事業は、平成 21 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、必要な準備期間の確保や関連する事業の過年度報告書の公表など適切な情報開示を行い、入札参加者の拡大に努める。（※） **整理番号 51**

【環境省（文部科学省）】

- 文部科学省への個別指摘事項 2 件（核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブル情報に関するデータベース整備並びに核燃料サイクル施設等運転管理方策調査）について、原子力規制委員会の設置に伴い、これらの個別指摘事項に係る事務・事業が文部科学省から原子力規制庁へ移管。

なお、原子力規制庁では、勧告の趣旨を踏まえ総務省が整理した自己点検表を参考としたチェックシートの周知を平成 24 年 11 月 13 日、総務課業務管理室から関係課室に行い、指導していることから、今後、これらの事業を実施する際には、説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間を十分確保

- ⇒ 核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブル情報に関するデータベース整備については、当該勧告を踏まえ、公告日から開札日までの期間を 26 日間、

<p>○ 核燃料サイクル施設等運転管理方策調査(平成 21 年度 総合評価落札方式)</p> <p>説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。</p>	<p>説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を 18 日間として、平成 25 年 2 月に総合評価落札方式による入札を実施。しかし、結果は一者応札。今後は、仕様書において事業内容をより明確にし、新規参入拡大のための措置の検討を行うなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 <b>整理番号 18</b></p> <p>⇒ 核燃料サイクル施設等運転管理方策調査は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、提案書等を作成するために必要な期間が十分に確保できるよう、説明会から提案書の提出期日までの期間の妥当性等を精査する。(※) <b>整理番号 19</b></p> <p>※ 1 回目のフォローアップでは、個別事業の改善措置状況等について回答していなかったもの。</p>
<p><b>ウ 仕様書の記載内容の明確化</b> (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p> <p>上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>仕様書等の記載内容が不明確であるため、契約で求められてい</p>	

る業務に必要な資材の量、完了までの必要期間等の推定が難しく、当該業務に係る事業者が行うべき業務や所要経費の算定等ができず、新規参入希望者の一般競争入札等への参加が困難となっているおそれがある例がある。

(調査結果)

【外務省】(1件)

- 公邸派遣料理人に関する業務(平成21年度～23年度 公募)  
公募公告において、派遣料理人に関する条件について、外交上重要な会食の際に提供する料理を調理する技術を有し、関係者との協調性を持ち勤務することができる者とし明記されておらず、勤務日数、業務内容、派遣労働者の条件等が不明なため、受託者がどのような者を派遣すべきかについて分かりにくいものとなっている。

【環境省】(1件)

- し尿処理システム等の改善に関するアジア・ワークショップ実施等業務(平成21年度、22年度 最低価格落札方式)  
一般競争入札であるにもかかわらず、招へい国及び対象者が特定されておらず、当該業務に係る事業者の負担及び所要経費の算定が前年度実施者以外の者には困難であり、新規参入を阻害しているおそれがある。

<改善状況>

【外務省】

- 公邸派遣料理人に関する業務については、平成24年度以降新規派遣は行わないこととし、平成26年度を目途に事業そのものも廃止。当該勧告を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、適正な入札価格等を算出するために必要な情報を具体的かつ分かりやすく記載
- ⇒ **平成24年度以降新規派遣は行っておらず、26年度を目途に事業そのものを廃止。その後同様の事業は予定されていないものの、実施する際は、必要な入札価格等を算出するために必要な情報を具体的かつ分かりやすく記載する。** 整理番号 53

【環境省】

- 契約1件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、一般競争入札等への参加者の拡大を図るため、仕様書等の記載内容を明確化するよう、平成25年2月8日に、会計課から全部局に対し通知(「調達手続に係る改善方策について」(平成25年2月8日環境会発第1302083号大臣官房会計課長通知))
- ⇒ **し尿処理システム等の改善に関するアジア・ワークショップ実施等業務については、平成21年度に着手し、22年度で終了したが、当該事業の結果を踏まえ、現在は、し尿処理システム国際普及推進業務に着手。平成25年度の事業者選定に当たり、**

<p>【環境省（内閣府）】（1件）</p> <p>○ 科学技術基礎調査等委託（耐震安全性評価手法に関する基礎的・技術的調査）（平成22年度 総合評価落札方式）</p> <p>本来は、文献調査及びその補足的調査としての海外訪問調査の実施が想定された業務内容であるにもかかわらず、仕様書では、中間報告時の発注者の判断により当該海外訪問調査の要否が決定される記載となっているため、仕様内容の誤解を招くおそれがある。</p>	<p>招へい国及び対象者を仕様書に記載することにより、仕様書の記載内容の明確化を行うとともに、当該事業に関する国際的な研究実績をもつ技術者を確保する点について、最低条件から加点扱いに変更するため、請負条件を付した最低価格落札方式から総合評価落札方式に変更。その結果、入札説明会への参加業者は2者となったが、応札業者は1者のみ。次年度以降の調達においても、調査結果の公開を行い、引き続き招へい国及び対象者を仕様書に記載し、総合評価落札方式にする等の措置を行う。 <b>整理番号 54</b></p> <p>【環境省（内閣府）】</p> <p>→ 内閣府への個別指摘事項1件（科学技術基礎調査等委託（耐震安全性評価手法に関する基礎的・技術的調査））について、当該勧告を受けた内閣府原子力安全委員会は環境省原子力規制委員会の設置に伴い廃止された組織であり、また、当該委託は平成22年度限りの事業。</p> <p>なお、原子力規制庁では、勧告の趣旨を踏まえて総務省が整理した自己点検表を参考としたチェックシートの周知を平成24年11月13日、総務課業務管理室から関係課室に行い、指導していることから、今後、同様の事業を実施する際には、適正な入札価格等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく仕様書に記載</p> <p>⇒ <b>（平成22年度限り）</b> <b>整理番号 52</b></p>
<p>エ 事業の分割化 （所見）</p> <p>事業の成果に影響を与えず、かつ事業費削減の観点からも有効</p>	

であると判断される等の場合は、新規参入が可能となるよう、委託等を行う業務内容を分割することを検討し、入札、企画競争等への参加者の拡大を図ること。

(説明)

[問題を取り巻く環境]

上記参照

**【実態及び問題点】**

国から発注される業務内容が広範囲であり、全てを一括して受注し実施できる事業者が限定されてしまうおそれのある内容となっている例がある。

(調査結果)

**【総務省】**(1件)

- 無線システム普及支援事業費等補助金(デジタル受信相談・対策事業)(平成22年度 公募)

平成21年度はデジタル受信相談・対策事業、受信障害対策紛争処理事業等の5事業は別々に公募され、デジタル受信相談・対策事業以外は全て複数応募があったが、22年度はこれら全ての事業がデジタル受信相談・対策事業に一本化され、デジタル受信相談・対策事業の実施者以外の者が応募することが困難となっている。

**【環境省】**(2件)

- 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務(平成22年

<改善状況>

**【総務省】**

→ 無線システム普及支援事業費等補助金(デジタル受信相談・対策事業)は、平成22年度で終了した事業だが、関連する事業を25年度に実施予定。今後、委託等を行う業務内容について受信者の利便性を考慮しつつ、分割して公募を行う予定

⇒ **平成25年度に実施した関連する事業の公募において、委託等を行う業務内容について、受信者の利便性を考慮しつつ、新たな難視対策事業とデジタル混信対策事業の2事業に分割して公募を行ったところ、各事業の応募者数は1団体であった。また、平成26年度事業においても同様に分割して公募を実施。なお、同事業は平成26年度で終了予定。** 整理番号 55

**【環境省】**

→ 契約2件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、

度、23年度 総合評価落札方式)

地球温暖化対策に係る国際交渉の支援業務のほか、次期国際的枠組みの内容についての検討、米・中・印等の主要排出国が積極的な取組を行う環境づくりの実施等、業務内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある者以外の者が応札することが困難となっているおそれがある。

○ 日中韓三ヵ国環境大臣会合等支援及び検討業務（平成 23 年度総合評価落札方式）

日中韓三ヵ国環境大臣会合における日本側出席者の支援業務のほか、日本公式サイト更新業務、日中韓三ヵ国共同研究の実施やニュースレターへの執筆等、業務内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある者以外の者が応札することが困難となっているおそれがある。

これらの契約について、事業の成果に影響を与えず、かつ事業費削減の観点からも有効であると判断される等の場合は、分割することも含めて入札等参加者の拡大を図ることを検討

⇒ 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務は平成 24 年度で終了し、25 年度の事業者の選定に当たっては、当該勧告を踏まえ、業務内容が広範囲とならないよう「技術開発・移転等、気候変動対策に係る国際交渉関連調査業務」と「2020 年以降の枠組みに関する整理・分析業務」の 2 つに分割を行い一般競争入札（総合評価落札方式）及び一般競争入札（最低価格落札方式）を実施。

前者については、結果は一者応札。次年度以降の調達においては、業務範囲を適正なものとするなど、一者応札を改善するための措置を講ずる。

後者については、2 者の応札者があり、一者応札が改善。次年度以降の調達においても、引き続き業務範囲を適正なものとするなど、入札等参加者の拡大を図る。 整理番号 56

⇒ 日中韓三ヵ国環境大臣会合等支援及び検討業務については、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の事業者選定に当たり、業務の実施までの期間を適正化する、日中韓三ヵ国共同研究の実施を別の調達（2 件に分割）にするなど範囲などの見直しを実施。

日中韓三ヵ国環境大臣会合開催検討等業務については、一般競争入札（最低価格落札方式）による調達とし、平成 25 年 3 月に入札公告を実施。その結果、2 者の応札があり、一者応札が改善。次年度の調達においても、引き続き業務の実施までの期間の適正化及び範囲などの見直しを行う。

別調達とした日中韓三ヵ国環境大臣会合共同研究実施業務

	<p>については、一般競争入札（総合評価落札方式）による調達とし、平成 25 年 11 月に入札公告を行い、過去の資料の開示も行ったが、結果は一者応札。次年度以降の調達においても、業務の実施までの期間の適正化を検討するなど、引き続き一者応札を改善するための措置を講ずる。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整理番号 57</span></p>
<p>(2) 競争性のない随意契約の適正化</p> <p>ア 複数年度にわたる事業における 2 年目以降の競争性のない随意契約の見直し</p> <p>(所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>複数年度にわたる調査研究や複数年度にわたる事務局の運営業務等に関する契約においては、前年度の業務の履行結果が良好であることや業務に精通していることのみを理由に、事業開始年度の翌年度以降、同一事業者と競争性のない随意契約を行うことなく、原則として、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定すること。</p> <p>また、事業内容が複数年度にわたる研究開発に関する契約においては、競争性及び透明性確保の観点から、原則として、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定すること。</p> <p>やむを得ず、事業開始年度の翌年度以降、競争性のない随意契約を締結する場合においても、予算の効果的かつ効率的な執行、事業の達成目標の明確化の観点から、事業の必要性、実施内容等を十分に検討した上、契約金額の妥当性について厳しく精査すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p>	

○ 会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づく、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を理由とした随意契約（以下「競争性のない随意契約」という。）については、「公共調達に適正化に向けた取り組みについて」（平成 18 年 2 月 4 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）において、各府省は、それが随意契約によることが適切であるかの点検を行った上、真にやむを得ないもの以外を一般競争入札等に移行することとし、点検結果を基に「随意契約見直し計画」を作成し、競争性のない随意契約の削減に努めることとなった。

また、特に、国と公益法人との契約に関しては「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）においても、見直しの視点として、「政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。」とされたところである。

#### 【実態及び問題点】

予算措置、契約等は単年度で措置することになっているが、事業内容が複数年度にわたる調査研究等の契約において、初年度は企画競争等で事業者を選定しているものの、次年度以降は、当該事業者と競争性のない随意契約により継続して契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して契約する必要性について、十分検討されていないおそれがある例がみられる。

また、研究開発に係る事業の委託については、事業開始年度は第三者である外部有識者による評価を経て、企画競争等で事業者を選定しているものの、次年度以降は、仕様書の公開によって知的財産権が侵害されるおそれがあることや取得データの連続性

などから研究事業の継続性が不可欠であることを理由として同一事業者と競争性のない随意契約を行っているが、研究開発の進行次第でその委託経費が次年度以降大幅に増加している契約がみられる。

**(調査結果)**

**【外務省】(2件)**

- 「在外公館派遣員派遣」業務委託(平成21年度～23年度)
- 「在外公館専門調査員」派遣契約(平成23年度)

複数年度にわたる事業について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある。

**<改善状況>**

**【外務省】**

→ 個別指摘事項2件(在外公館派遣員及び専門調査員派遣事業)について、勧告を踏まえ、2年目以降の競争性ある調達手続による事業者選定の可能性につき精査を実施。派遣員及び専門調査員は、在外公館において各種業務に携わっており、在外公館としての機能を維持する上で、その安定的な配置は必要不可欠な状況であり、複数年派遣は必須の条件であること、外務省による直接雇用や、現地雇用、委嘱などの各種派遣形態のメリット、デメリットを比較検討した結果、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号)に基づく派遣が適当との判断の下、事業を実施していること、現地情勢の変化に応じた派遣労働者の待遇改善やポスト変更等の需要に柔軟かつ迅速に対応できなくなることから国庫債務負担行為を従来活用していないこと等の理由により、外務省は、在外公館派遣員及び専門調査員派遣事業に係る2年目以降も、初年度事業者との間で競争性のない随意契約を締結することがやむを得ないものとしている。

なお、競争性のない随意契約を締結する理由や、契約金額については、契約における透明性を確保するため、外部有識者からなる外務省契約監視委員会を設置し、平成24年度の本契約に関しては、9月に実施した第19回委員会において、審査対

象契約案件の一つとして提示。今後もかかる外部委員会の制度も活用しつつ、その妥当性については精査を継続

⇒ 勧告を踏まえ、更に、2年目以降の競争性のある調達手続による事業者選定の可能性につき精査を行った。しかし、1回目のフォローアップの際に回答した理由と同様の理由により、在外公館派遣員及び専門調査員派遣事業に係る2年目以降も、初年度事業者との間で競争性のない随意契約を締結することがやむを得ないと判断。従来から求められている、予算の節約を始めとする効率的な予算の執行や専門調査員及び派遣員を派遣するに当たり準拠している労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の履行という観点から踏まえつつ、何が可能か今後とも検討を続けていく。

なお、競争性のない随意契約を締結する理由や、契約金額については、契約における透明性を確保するため、外務省に設置された外部有識者から成る外務省契約監視委員会において監視している。平成25年度の契約に関しては、25年10月に実施した第23回委員会において審査対象契約案件の一つとして扱われたが、いずれについても指摘事項はなかった。今後もかかる外部委員会の制度も活用しつつ、その妥当性については精査を継続する。

他方、初年度の事業者選定に際しては、これまでも公募期間等、応募する団体の準備期間を長く設けるなどの工夫は行っているが、引き続き競争性のある調達手続の中で、民間を含む新規事業者の参入を一層促す方策を検討する。 整理番号 63、

64

【経済産業省】（9件）

- ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発（平成21年度～23年度）ほか8件  
複数年度にわたる研究開発において、初年度のみ企画競争等を実施しているが翌年度以降競争性のない随意契約を締結している。

【経済産業省】

- 個別指摘事項9件について、競争性のない随意契約の適正化を図るため、次の措置を検討しているところであり、平成24年度中に結論を得て、25年度以降の事業で取り組む予定
  - ① 単年度で研究成果が得られる見込みのある事業については、当該年度ごとに競争性のある調達手続（企画競争）を経て契約を行う。
  - ② 研究成果を得るのに複数年度の実施を要する事業については、初年度に競争性のある調達手続（企画競争）を経て選定事業者と契約を行い、2年度目以降の契約については、各年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聞き、事業の必要性、契約金額の妥当性等について精査を行う。
- ⇒ ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発は、ハイパースペクトルセンサから得られるデータにより石油資源等を探査する技術を確立するため、複数年度にわたる事業の継続を通じて実施することが必要であるとともに、毎事業年度の成果により、翌事業年度以降の事業計画を見直していくこと等が不可欠であることから、同一事業者による複数年度の実施を前提に初年度に企画競争を行い、事業者を選定。研究成果を得るのに複数年度の実施を要することから、当該勧告を踏まえ、平成25年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、前年度の成果を踏まえた事業の必要性、効率的に進められるような事業計画となっているか、また、その計画に見合った事業費かどうかについて精査を行い、さらに、開発目標を達成するためには、事業者が保有する技術を基に複数年度にわたって開発を進める必要があり、事業者を変更

することにより、事業者の技術やこれまでの成果の活用が困難となるなどの理由により、全委員から同一者による事業の継続が妥当との見解を得た上で、競争性のない随意契約を締結。

整理番号 69

⇒ ハイパースペクトルセンサの校正・データ処理等に係る研究開発は、ハイパースペクトルセンサから得られるデータの処理技術を確立するため、複数年度にわたる事業の継続を通じて実施することが必要であるとともに、毎事業年度の成果により、翌事業年度以降の事業計画を見直していくこと等が不可欠であることから、同一事業者による複数年度の実施を前提に初年度に企画競争を行い、事業者を選定。研究成果を得るのに複数年度の実施を要することから、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、前年度の成果を踏まえた事業の必要性、効率的に進められるような事業計画となっているか、また、その計画に見合った事業費かどうかの妥当性について精査を行い、さらに、開発目標を達成するためには、事業者が保有する技術を基に複数年度にわたって開発を進める必要があり、事業者を変更することにより、事業者の技術やこれまでの成果の活用が困難となるなどの理由により、全委員から同一者による事業の継続が妥当との見解を得た上で、競争性のない随意契約を締結。整理番号

70

⇒ 石油資源遠隔探知技術の研究開発には、衛星画像を活用した石油資源の探知技術を確立するため、複数年度にわたる事業の継続を通じて実施することが必要であるとともに、毎事業年度

の成果により、翌事業年度以降の事業計画を見直していくこと等が不可欠であることから、同一事業者による複数年度の実施を前提に初年度に企画競争を行い、事業者を選定。研究成果を得るのに複数年度の実施を要することから、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、前年度の成果を踏まえた事業の必要性、効率的に進められるような事業計画となっているか、また、その計画に見合った事業費かどうかについて精査を行い、さらに、米国との協定で本事業の中で実施する業務の委託先が決められているなどの理由により、全委員から同一者による事業の継続が妥当との見解を得た上で、競争性のない随意契約を締結。

**整理番号 71**

⇒ グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業は、衛星画像を活用した鉱物資源の探知技術を確立するため、複数年度にわたる事業の継続を通じて実施することが必要であるとともに、毎事業年度の成果により、翌事業年度以降の事業計画を見直していくこと等が不可欠であることから、同一事業者による複数年度の実施を前提に初年度に一般競争入札を行い、事業者を選定。事業成果を得るのに複数年度の実施を要することから、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、前年度の成果を踏まえた事業の必要性、効率的に進められるような事業計画となっているか、また、その計画に見合った事業費かどうか等、これの妥当性について精査を行い、全委員から同一者による事業の継続が妥当との見解を得た上で、競争性のない随意契約を締結。

なお、平成 25 年度で当該事業は終了する予定だが、今後同様の事業を実施する際には、事業内容及び事業者に必要な要件の検討を行い、企画競争により事業者を選定する。その後の事業者の選定については、研究成果を得るのに複数年度の実施を要する場合は、外部有識者で構成される第三者委員会において、事業の必要性、契約金額の妥当性等について精査を行う。

整理番号 72

⇒ マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発は平成 24 年度で終了したが、当該事業の結果を踏まえ、平成 24 年度補正予算において、太陽光発電無線送受電技術の研究開発に着手。当該勧告を踏まえ、事業者選定に当たっては、平成 25 年 2 月に企画競争を実施（応募者数 1 件）。本事業は、実証に用いる資材の入手が困難となり、平成 24 年度中に事業を完了できなかったため、25 年度に繰り越して継続中。今後同様の事業を実施する際には、事業内容及び事業者に必要な要件の検討を行い、企画競争により事業者を選定する。その後の事業者の選定については、研究成果を得るのに複数年度の実施を要する場合は、外部有識者で構成される第三者委員会において、事業の必要性、契約金額の妥当性等について精査を行う。

整理番号 73

⇒ 空中発射システムの研究開発は、ロケット空中発射に係る技術を確立するため、複数年度にわたる事業の継続を通じて実施することが必要であるとともに、毎事業年度の成果により、翌事業年度以降の事業計画を見直していくこと等が不可欠であることから、同一事業者による複数年度の実施を前提に初年度

に企画競争を行い、事業者を選定。研究成果を得るのに複数年度の実施を要することから、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、前年度の成果を踏まえた事業の必要性、効率的に進められるような事業計画となっているか、また、その計画に見合った事業費かどうかについて精査を行い、さらに、開発目標を達成するためには、事業者が保有する技術を基に複数年度にわたって開発を進める必要があり、事業者を変更することにより、事業者の技術やこれまでの成果の活用が困難となるなどの理由により、全委員から同一者による事業の継続が妥当との見解を得た上で、競争性のない随意契約を締結。 整理番号 74

⇒ 次世代衛星基盤技術開発事業は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際、事業内容及び事業者に必要な要件の検討を行い、企画競争により事業者を選定する。その後の事業者の選定については、研究成果を得るのに複数年度の実施を要する場合は、外部有識者で構成される第三者委員会において、事業の必要性、契約金額の妥当性等について精査を行う。(※) 整理番号 75

⇒ 小型化等による先進的宇宙システムの研究開発については、海外の打上げサービス提供企業等の要因による衛星の打上げ遅延が発生したため、平成 24 年度中までに事業計画を完了することができず、25 年度に繰越して事業を継続。また、当該事業は、研究成果を得るのに複数年度の実施を要するものであり、新たな契約に向けて、事前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、実施計画及び事業費の妥当性等につい

て精査を行い、本事業を着実に実行し最大限の成果を得るため継続する必要があること、事業者が保有する資産の活用等を図るなど事業費削減への取組があり効率的な事業に努めていることなどから、同一者による事業の継続が妥当であると判断された。今後も各年度の契約前には外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、事業の必要性、契約金額の妥当性等について精査を行う。さらに、新たに同様の事業を実施する際には、事業内容及び事業者に必要な要件の検討を行い、企画競争により事業者を選定する。その後の事業者の選定については、研究成果を得るのに複数年度の実施を要する場合は、外部有識者で構成される第三者委員会において、事業の必要性、契約金額の妥当性等について精査を行う。 整理番号 76

⇒ 宇宙等極限環境における電子部品等の利用に関する研究開発実証衛星3号機等の開発は、民生部品を宇宙空間で利用する技術を確立するため、複数年度にわたる事業の継続を通じて実施することが必要であるとともに、毎事業年度の成果により、翌事業年度以降の事業計画を見直していくこと等が不可欠であることから、同一事業者による複数年度の実施を前提に初年度に企画競争を行い、事業者を選定。研究成果を得るのに複数年度の実施を要することから、当該勧告を踏まえ、平成25年度の契約前に外部有識者で構成される第三者委員会に意見を聴き、前年度の成果を踏まえた事業の必要性、効率的に進められるような事業計画となっているか、また、その計画に見合った事業費かどうかについて精査を行い、さらに、開発目標を達成するためには、事業者が保有する技術を基に複数年度にわたって開発を進める必要があり、事業者を変更することにより、

【環境省】（9件）

- アジア資源循環研究推進業務（平成 22 年度、23 年度）ほか 8 件

複数年度にわたる調査研究について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある、または、複数年度にわたる事業について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある。

事業者の技術やこれまでの成果の活用が困難となるなどの理由により、全委員から同一者による事業の継続が妥当との見解を得た上で、競争性のない随意契約を締結。 **整理番号 77**

【環境省】

→ 契約 9 件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、予算の単年度主義の原則に基づき、単年度で十分な成果が得られる業務については、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定することとし、また、やむを得ず、事業開始年度の翌年度以降、競争性のない随意契約を締結しようとする場合においても、事業開始年度と同一の事業者と契約することの必要性、実施内容や契約金額の妥当性等について十分審査することについて、平成 25 年 2 月 8 日に、会計課から全部局に対し、通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成 25 年 2 月 8 日環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知））

⇒ アジア資源循環研究推進業務においては、アジアにおける循環型社会構築に向けて、各国研究機関及び国際研究機関との継続的な協力関係を構築する必要がある。そのため、立ち上げ期間における円滑な実施の必要から、平成 21 年度から 3 年間を一括して企画競争を実施。平成 24 年度からは、環境省と各国及び国際的な研究機関との間で協力関係が構築されたため、24 年度は企画競争（応札者 1 者）、25 年度は総合評価落札方式（応札者 1 者）と単年度ごとに契約を実施。

今後は、受注者の参加機会の確保に努めるため、結果の公開（図書館での閲覧）、仕様書の見直し及び入札説明会時の説明の工夫などを引き続き行う。 **整理番号 58**

⇒ 日中水環境パートナーシップ調査業務は、平成 23 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、中国における水環境問題に関する知見や分散型排水処理技術の必要性の検討を行い、企画競争により事業者を選定する。その後の事業者の選定については、競争性のない随意契約の在り方について毎年度見直しを行う。(※) 整理番号 59

⇒ 東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務については、平成 22 年度で終了したが、23 年度から関連する東アジア大気汚染防止戦略検討推進業務に着手。平成 23 年度の事業者選定に当たり、仕様書の記載内容の明確化、受注者の準備期間の確保、入札説明書の交付等を行い、25 年度を終期として別途実施されている環境研究総合推進費（戦略的研究開発領域：S-7 課題テーマ 3「東アジアの大気汚染対策促進に向けた国際枠組とコベネフィットアプローチに関する研究」）による政策研究に合わせて 3 か年計画で枠組み構築の検討を行うとともに、東アジア諸国の大気汚染物質排出目録の作成支援・現況把握等を人脈形成・業務の一貫性をもって実施する観点から、平成 23 年 9 月に 3 か年を前提とする企画競争を実施。なお、当該企画競争の際に、各年度の契約金額の妥当性についても、企画書審査委員会において審査している。

本業務は 3 か年を前提とした企画競争であり、前年度の事業者の業務実施状況が良好であれば、次年度以降も引き続き同事業者へ発注する形式となっているところ、平成 24、25 年度の契約に当たっては「調達手続に係る改善方策について」に基づいて、企画書審査委員会において、前年度の業務についての審査を行い、業務実施状況が良好であると認められるとともに、

東アジア諸国の大気汚染物質排出目録の作成支援・現況把握等を人脈形成・業務の一貫性をもって実施する必要性があると判断されたため、競争性のない随意契約を行った。また、契約金額については、契約候補者に仕様書を提示し、契約候補者から提出された見積書が環境省で作成した予定価格の制限の範囲内であることを支出負担行為担当官が確認している。今後、同様の契約方式で業務を行う必要がある際は、企画書審査委員会で、妥当性を諮るなど、競争性のない随意契約の在り方について毎年度見直しを行う。 整理番号 60

⇒ ダイオキシン類生物検定法等簡易測定法実用化検証事業は、平成 21 年度に終了。今後同様の事業を実施する際は、当該勧告の趣旨を踏まえ、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定する。(※) 整理番号 61

⇒ 国際環境規制等情報提供体制検討業務は、平成 23 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、予算の単年度主義の原則に基づき、単年度で十分な成果が得られる業務については、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定する。(※) 整理番号 62

⇒ クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務は、平成 23 年度で終了したが、当該業務の結果を踏まえ、現在は、クリーンアジア・イニシアティブ（CAI）及び戦略的国際環境協力推進業務に着手。事業者選定に当たっては、毎年度一般競争入札（総合評価落札方式）を実施することとし、平成 24 年度業務については、24 年 8 月に、25 年度業務については、25

年 10 月に入札公告を実施。しかし、いずれも結果は一者応札。

**整理番号 65**

⇒ 低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務については、平成 21 年度に 5 か年を前提とした企画競争を実施。平成 25 年度については、「調達手続に係る改善方策について」に基づいて、「低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施委託業務に係る評価委員会」及び契約委員会において審査を行い、24 年度業務が企画書等に基づき行われ、次年度も企画書等に基づいた業務の遂行が可能であることから、契約相手先が、世界の最先端の研究を行う研究者を取りまとめる知見を有する唯一の者であると判断されたため、継続して随意契約によることとした。契約金額については、契約候補者に仕様書を提示し、契約候補者から提出された見積書が環境省で作成した予定価格の制限の範囲内であることを支出負担行為担当官が確認している。平成 26 年度以降に行う予定の類似業務については、契約委員会等で本業務における複数年を前提とした調達の在り方についての必要性の精査を行う。 **整理番号 66**

⇒ クリアランス廃棄物情報管理システムアプリケーション保守事業は、平成 23 年 11 月に終了した事業であるが、現在は、クリアランス物情報管理システム機能回収及び保守等事業に着手。平成 23 年度から 27 年度までにおける事業者選定に当たっては、国会の議決を経た国庫債務負担行為による複数年度契約により、最低価格落札方式による入札（8 者応札）を実施。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、引き続き国庫債務負担行為による複数年度契約による調達を行

	<p>う。 <b>整理番号 67</b></p> <p>⇒ エコリフォーム普及促進事業委託業務は、平成 22 年度に終了。今後同様の事業を実施する際は、一般競争入札や企画競争を実施できないか等の検討を十分に行う。(※) <b>整理番号 68</b></p> <p>※ 1 回目のフォローアップでは、個別事業の改善措置状況等について回答していなかったもの。</p>
<p>イ 再委託先の指定の見直し (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>仕様書等において再委託先や再委託金額を指定することは、事実上、国と再委託先との間において競争性のない随意契約を結んでいることとなるため、契約における競争性、透明性及び公平性を確保する観点から、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないこと。 やむを得ず指定する場合は、その合理的理由を公表すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p> <p>上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>事業者選定に係る仕様書等において、契約における再委託先や再委託金額を国が指定しており、実質的に競争性のない随意契約となっている例がある。</p>	

(調査結果)

【環境省】

- 微小粒子状物質等曝露システム改善調査業務（平成 21 年度 最低価格落札方式）ほか 5 件

<改善状況>

【環境省】

- 契約 6 件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、契約における競争性、透明性及び公平性を確保する観点から、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないことや、やむを得ず指定する場合の取扱い等について、平成 25 年 2 月 8 日に、会計課から全部局に対し通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成 25 年 2 月 8 日環境会発第 1302083 号大臣官房会計課長通知））
- ⇒ 微小粒子状物質等曝露システム改善調査業務は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないことを徹底する。（※） 整理番号 78
- ⇒ 東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務については、平成 22 年度で終了したが、23 年度から関連する東アジア大気汚染防止戦略検討推進業務に着手し、23 年 9 月に 3 か年を前提とする企画競争を実施。平成 23 年度の事業実施に当たっては、仕様書の見直しを検討したが、大気汚染排出インベントリ策定等の技術的事項について熟知していることが求められることから、再委託先を指定せざるを得ないとの結論に至った。なお、当該理由及び金額を仕様書において明らかにすることによって、契約における透明性を確保することとし、企画競争を行ったところ、1 者が入札。  
平成 24、25 年度の契約に当たっては「調達手続に係る改善方策について」に基づいて、企画書審査委員会において、前年度の業務についての審査を行い、競争性のない随意契約を行う

妥当性について認められた。なお、平成 24 年度以降は仕様書の見直しを行い、再委託先を指定していない。

また、今後、同様の契約方式で業務を行う必要がある際は、企画書審査委員会で、妥当性を諮るなど、競争性のない随意契約の在り方について毎年度見直しを行う。 整理番号 79

⇒ 広域最終処分場計画調査（海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査）委託業務は、平成 22 年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、契約における競争性、透明性及び公平性を確保する観点から、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないことや、やむを得ず指定する場合の取扱い等について徹底する。（※） 整理番号 80

⇒ 酸性雨モニタリング推進業務については、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の事業実施に当たり、再委託先の指定を行わないなど、仕様書の見直しを実施。今後も、引き続き同様の措置を講ずる。なお、平成 25 年度も随意契約を行っている。 整理番号 81

⇒ 黄砂問題調査検討業務については、当該勧告を踏まえ、平成 25 年度の事業実施に当たり、仕様書の見直しを検討した。しかし、黄砂観測用ライダー装置の開発を行った当該機関以外に装置の適正な運転を行うための保守作業を行える機関が存在せず、再委託先を指定せざるを得ないとの結論に至ったため、仕様書別添に当該理由を明記し、透明性を確保した。今後も入札を実施する際は、当該理由を仕様書において明らかにするこ

	<p>とによって、契約における透明性を確保する。なお、当該事業は、総合評価落札方式により入札を実施し、1者が入札。 <b>整理番号 82</b></p> <p>⇒ 京都メカニズムを利用した公害対策と地球温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業委託業務は、平成 22 年度で終了したが、現在は、当該事業に関連した二国間オフセット・クレジット制度の構築に係る途上国等人材育成支援委託業務に着手。平成 25 年度の業務実施に当たっては、再委託先の指定を行わないなど、仕様書の見直しを行い、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施したが、応札は1者だった。次年度以降の調達においても調査結果の公開（図書館での閲覧、ウェブページ掲載）、入札説明会の実施、仕様書の見直しなど、引き続き同様の措置を講ずる。 <b>整理番号 83</b></p> <p>※ 1 回目のフォローアップでは、個別事業の改善措置状況等について回答していなかったもの。</p>
<p>(3) 競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施の確保 (所見)</p> <p>① 総合評価落札方式又は企画競争における提案内容等の審査を行うに当たっては、公正性、公平性確保の観点から、審査時間を十分確保するとともに、評価点の異常値の排除や、審査者の選定において応札者・応募者との関係を精査すること。</p> <p>(説明) [問題を取り巻く環境]</p>	

○ 国が締結する契約については、会計法第 29 条の 5 の規定に基づき、原則として公平、公正な手続をもって実施される入札によるものとされており、「政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 6 月 15 日行政刷新会議決定)においても、競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保することとされている。

#### 【実態及び問題点】

総合評価落札方式による一般競争入札及び企画競争における提案書、企画書の審査において、審査者の配点が偏っている、特定の項目の配点が偏っているなど、審査や評価の結果に関して公平性、公正性の確保が十分図られていないおそれがある例がある。

#### (調査結果)

##### 【外務省】(1 件)

○ 平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価(現地での連携と調整)のための調査業務委嘱(平成 21 年度 企画競争)

評価者 5 名のうち 4 名が他の事業者を高得点(100 点満点中 70 点、82 点、82 点、84 点)を付しているのに対し、残りの評価者 1 名が極端に低い点数(43 点)を付している。

なお、この結果、第 1 位と第 2 位の得点差が僅差となり、当該契約の仕様書において、「第 1 位の得点を得た企画と僅差(第 1 位の得点の 5 %以内)の企画がある場合は、同等の評価を得たものとみなし、見積価格のもっとも低い企画を採用」とされている

#### <改善状況>

##### 【外務省】

→ 平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価(現地での連携と調整)のための調査業務委嘱事業は、平成 21 年度限りの事業。なお、平成 22 年度に企画競争の実施の手引きが改定された結果、事業者選定に当たっては、各評価項目の最高点及び最低点を除いた残りの得点を合計して評価点を算出する等の評価点の異常値を排除するための改善措置を実施

⇒ (平成 21 年度限り) **整理番号 84**

ことから第2位であった法人が選定されている。

【経済産業省】（1件）

- マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発（平成21年度 企画競争）

本事業の企画書の審査において、発注者（経済産業省）が委嘱した当該審査を行う外部有識者の中に、前年に同分野について広くアドバイスを求めた研究者が含まれている。

【環境省】（1件）

- 日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務（平成23年度 総合評価落札方式）

事実に関するものであることから、本来、審査者によって大きな差が出ない項目である過去の類似業務実績の採点において、審査者5名のうち1名が、提案書審査における上位2者のうち第2位の者に極端に低い点を付している（第2位の者に対する4名の採点は37点、45点、45点、45点。これに対し、残る1名の採点は19点）にもかかわらず、当該採点結果をそのまま使用している。

【経済産業省】

→ マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発について、審査における公平性等を確保するため、当該勧告を踏まえ、同様の事業を実施するに当たっては、提案事業に関与したことがある者を当該審査から除外する等の改善方策について平成24年度中に結論を得て、25年度以降の事業者選定において改善措置を講じる予定

⇒ **マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発は、平成24年度で終了したが、当該事業の結果を踏まえ、現在は、太陽光発電無線送受電技術の研究開発（平成24年度補正予算）に着手。当該勧告を踏まえ、平成25年2月に行った企画競争における審査委員の選定に当たっては、本事業において提案事業に関与したことがある者を当該審査から除外する改善措置が講じられている。** 整理番号 85

【環境省】

→ 契約1件が個別指摘事項として勧告を受けたことを踏まえ、公平性及び公正性を確保するため、総合評価落札方式による一般競争入札及び企画競争における提案書、企画書の審査に当たっては、事業者に対して求める能力等について審査者が共通の認識を有して臨むこととするほか、適切な理由がなく他の審査者と乖離した評価点が付けられていた場合には当該評価点を排除すること等について、平成25年2月8日に、会計課から全部局に対し通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成25年2月8日環境会発第1302083号大臣官房会計課長通知））

	<p>⇒ 日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務は、平成 24 年度で終了したが、当該事業の結果を踏まえ、現在は、我が国循環産業海外展開事業化促進のための情報発信及び研修企画・運営等業務に着手。平成 25 年度の事業者選定に当たっては、当該勧告を踏まえ、審査委員会における対応の見直しを行い、審査委員会の各委員において、当該業務の内容や求める成果等について国内研修や国際展示会等の企画に関する審査のポイント等を事前に共有することにより、共通の認識を有して審査に臨む等の改善措置を講じた上で、平成 25 年 9 月に総合評価落札方式による入札を実施。次年度以降の調達においても、評価点に異常値が生じないように引き続き審査会において各委員が共通の認識を有して審査を実施する等の措置を講ずる。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整理番号 86</span></p>
<p>(所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 事業者の事業遂行能力を的確に審査するとともに、履行不能となった場合の責任の所在を明確にし、事業者には責任がある場合には債務不履行に伴う適切な処理を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>[問題を取り巻く環境]</p> <p>上記参照</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>一般競争入札（総合評価落札方式）又は企画競争における提案書、企画書の審査の方法が不適切である、未実施の業務に係る不適切な処理が行われているなどにより、不適切な事業者の選定等が行われているおそれがある例がある。</p>	

(調査結果)

【外務省】(2件)

- オピニオンリーダー招待他3者招待事業委託業務(平成22年度企画競争)  
企画競争における採点において、採点者の1名が評価点の上限を超えて加点している。

- 台頭する新興国と日本外交についての調査研究(平成22年度総合評価落札方式)  
本事業における一般競争入札において、落札者がいなかったため入札を不調とし、その後不落随意契約の価格交渉に着手しているが、その際に入札参加者に見積額を再提示させるのではなく、発注者(外務省)から見積額を提示して、価格交渉を行っている。

【厚生労働省】(2件)

- 原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業(平成21年度～23年度 公募)  
仕様書で実施すべきとされている日本の専門家派遣、外国からの研修生受入れ、海外被爆者生活環境調査及び国際シンポジウムの開催の4つの業務に関して、平成21年度に実施することとされていたアンケート調査については、履行期限までに完了しておらず、また、22年度に実施することとされていた情報収集についても、事業実績報告書において、その履行状況を確認することができない。

<改善状況>

【外務省】

- オピニオンリーダー招待他3者招待事業(平成22年度)について当該勧告で指摘のあった点は、ケアレスミスによる単純な採点誤記であり、同様のことを可及的に防ぐべく、多重確認等を実施

⇒ 前回回答のとおり **整理番号 87**

- 台頭する新興国と日本外交についての調査研究事業は、平成22年度限りの事業。平成23年度以降、別のテーマで同様の事業を実施しているが、当該勧告を踏まえ、不落随意契約を実施する際は、相手側より見積書を徴取した上で、価格交渉を実施

⇒ 前回回答のとおり **整理番号 88**

【厚生労働省】

- 原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業は、当該勧告を踏まえ、受託者に対して、早急にアンケート調査結果の取りまとめを行い、事業実績報告については、履行状況を確認できる書類を提出するよう指示し、それぞれ書類が提出されたところである。今後は、年度途中における業務進捗状況の確認や関係書類の審査体制を強化し、再発を防止

⇒ 前回回答のとおり **整理番号 89**

- 老人保健事業推進費等補助金（平成 21 年度 公募）  
本補助金は公募制を採用しているが、補助対象として優先的に採択することとされている調査研究テーマの中に、本法人が運用・改修等を行っている情報システムに関するものが含まれており（テーマ名：介護報酬改定を反映した適正化システムの拡充に関する調査研究事業）、競争的な選定がなされていない。

【経済産業省】（2件）

- 省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）（平成 21 年度、23 年度 総合評価落札方式）

本事業における、一般競争入札（総合評価落札方式）の公告において、提案書等の提出締切りが、平成 23 年 3 月 23 日 11 時、開札時間が同日 16 時となっていることから、提出締切り間際に複数の提案書等の提出があった場合、審査時間が 5 時間しかなく、提案書審査のための十分な時間を確保できず、審査における公正性、公平性を確保できないおそれがある。

- 外国産業財産権制度支援事業（平成 21 年度、22 年度 企画競争）及び産業財産権人材育成協力事業（平成 23 年度 企画競争）  
平成 21 年度の選定条件として、特許庁から公共交通機関を利用して 30 分以内に研修室等を有していることが条件となってい

→ 老人保健事業推進費等補助金については、平成 22 年度に実施要綱が改定されており、以後の公募においては、競争的な選定が行われる調査研究テーマが設定されるよう改善措置を実施。

今後も、引き続き競争性を損なわないテーマ設定による公募を実施し、事業者の事業遂行能力を的確に審査

⇒ 前回回答のとおり **整理番号 90**

【経済産業省】

→ 省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）は、審査時間の見直しを行い、平成 24 年度事業の実施に当たっては審査時間を 3 日間確保。今後同様の事業を行う際も、引き続き提案書審査のための十分な審査時間を確保

⇒ **省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）は平成 24 年度で終了したが、類似の事業として、平成 25 年度省エネルギー設備導入等促進事業（スマートライフ情報提供事業）を実施。平成 25 年度の事業者選定に当たり、当該勧告を踏まえ、審査期間を 2 日間確保している。次年度以降の事業者選定においても引き続き十分な審査時間の確保を行う。**

なお、類似事業ではあるものの、平成 25 年度は実施内容を見直し新規事業として実施することとし、これと併せ早期執行の観点から審査期間を 2 日に短縮。 **整理番号 91**

→ 外国産業財産権制度支援事業（平成 23 年度は産業財産権人材育成協力事業）は、選定条件の見直しを行い、平成 24 年度から、選定条件について、特許庁から「30 分以内」としていた研修室の条件を「1 時間以内」とし適正化。今後同様の事業を

るが、研修業務の一部再委託がなされている（財）海外技術者研修協会は、特許庁から移動に1時間程度必要な場所にて研修の一部を実施しており、条件に見合った場所で事業を実施していない。平成22年度、23年度も同じ再委託先の法人が同じ場所で研修を実施していたにもかかわらず、特許庁は当該条件の見直しを行わず、同じ事業者を3年連続で選定している。

**【環境省】（1件）**

○ 使用済自動車再資源化の効率化及び合理化等推進調査業務（平成21年度 総合評価落札方式）

一般競争入札（総合評価落札方式）により事業者を選定した契約において、仕様書で求められている主要部分の業務の履行が不可能となった時点で、事業者の債務不履行の可能性について十分な検討をせずに、事業者からの申出による契約変更を認めている。

行う際も、引き続き必要に応じて適切な選定条件を設定

⇒ 措置済み **整理番号 92**

**【環境省】**

→ 契約1件が個別指摘事項として挙げられたことを受け、契約変更を行う場合は、変更しようとする内容が事業者にあるものではないか十分に確認する旨、平成25年2月8日に、会計課から全部局に対し通知（「調達手続に係る改善方策について」（平成25年2月8日環境会発第1302083号大臣官房会計課長通知））

なお、事業者には責任があると判断された場合には、契約の解除等の債務不履行に伴う適切な処理を実施

⇒ **使用済自動車再資源化の効率化及び合理化等推進調査業務は、平成21年度に終了。当該勧告の趣旨を踏まえ、今後同様の事業を実施する際は、仕様書で求められている主要部分の債務の履行が不可能となった時点で事業者の債務不履行の可能性について十分検証し、契約委員会においても確認する。**

なお、本件においては、債務不履行部分について、事業者に一義的に責任があるものではなかったため、契約の解除等とはせず、契約変更とした。（※） **整理番号 93**

※ 1回目のフォローアップでは、個別事業の改善措置状況等について回答していなかったもの。

#### (4) 各府省の対応

##### (所見)

各府省は、個別指摘事項の改善を図るとともに、それ以外のものについても、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にして、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)等に基づく点検・見直しに活用するとともに、内閣官房は各府省の点検・見直し状況の取りまとめを行うこと。

##### <改善状況>

→ 国から公益法人に対する支出については、「「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査の結果に基づく勧告」を踏まえた対応について」(平成 24 年 8 月 2 日付け事務連絡)により、内閣官房から各府省に対し、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づく点検・見直しを行う際に、自己点検表を活用するよう要請するとともに、平成 23 年度の公益法人への支出に係る各府省が実施した点検・見直し結果を内閣官房において取りまとめ、平成 24 年 9 月 28 日に公表している。

各府省においては、公益法人への支出の点検を行うに当たり、自己点検表を活用し、契約方式や仕様書を見直したほか、例えば、外務省においては、外部有識者を活用した外務省予算監視・効率化チームや、外務省契約監視委員会において、一者応札・一者応募等となっている公益法人との契約について審査を行っている例もみられた。

⇒ 国から公益法人に対する支出については、「国・独立行政法人から公益法人に対する支出(23 年度分)のうち、1 件 1 億円以上の契約によるものの重点的な点検・見直しの結果について」(平成 25 年 5 月 31 日内閣官房ホームページで公表)において、平成 25 年度に実施する公益法人に対する支出(24 年度分)の点検・見直しを行う際に、より実効性のある点検・見直しとなるよう、総務省行政評価局が示した「自己点検表」に基づいて実施するよう要請し、各府省が実施した 24 年度の公益法人への支出に係る点検・見直し結果を内閣官房において取りまとめ、25 年 12 月 25 日に公表している。

各府省においては、公益法人への支出の点検を行うに当た

	<p>り、引き続き自己点検表を活用し、受注実績を官公庁に限定しないよう参入要件を見直すなどの改善例がみられた。</p>
<p>2 公益法人等に対する権限付与の状況 (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開していない制度を所管する府省は、その公開を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>権限付与を行う府省は、透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開するとともに、指定等の基準に関する問合せ等には迅速に対応すること等とされているところである（「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定））。しかし、複数者指定等が可能な 239 制度のうち 25 制度においてインターネットで指定等の基準等を公開していない。</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 指摘した 25 制度のうち、指定等の基準をインターネットで公開したもの 16 制度、公開予定などのもの 8 制度。 このほか、指定制度が廃止される予定のもの 1 制度</p> <p>⇒ <b>1 回目のフォローアップ時に「公開予定」としていた 8 制度は、いずれも指定等の基準をインターネットで公開。また、廃止予定としていた 1 制度は、指定制度を廃止。</b></p>
<p>(所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>また、複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度については、積極的な参入促進に努めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><b>【実態及び問題点】</b></p> <p>制度上は複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている 130 制度における各府省の参入促進についての取組状況をみると、59 制度においては、潜在的な担い手や制度のユー</p>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>→ 指摘した 71 制度のうち、潜在的担い手に対するヒアリングやインターネットで申請手続を分かりやすく公開するなどの参入促進の取組を行ったもの 46 制度、参入促進の取組を行う予定などのもの 21 制度。 このほか、指定等の制度が廃止等されたもの 3 制度、権限付与を行う事案が発生していないもの 1 制度</p> <p>⇒ <b>指摘した 71 制度のうち、潜在的担い手に対するヒアリングやインターネットで申請手続を分かりやすく公開するなどの</b></p>

ザ一等関係者へのヒアリング等の取組を行っているものの、上記閣議決定で定められた指定等の基準の公開を行っていない 16 制度を含む 71 制度においては参入促進への積極的な取組を行っていない。

**参入促進の取組を行ったもの 66 制度、指定等の制度が廃止等されたもの 4 制度、権限付与を行う事案が発生していないもの 1 制度。**

## 個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約年度			改善措置状況 →1回目のフォローアップ →2回目のフォローアップ
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
1	6	(1) -ア-① i	環境省 (内閣府)	(公財) 原子力環境整備促進・ 資金管理センター	放射性廃棄物処分安全審査指針等に関する調査 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→当該年度限りの事業 ⇒-
2	4	(1) -ア-① ii	厚生労働省	(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止 センター	覚せい剤等撲滅啓発事業 (平成21年度 企画競争、22年度、23年度 総合評価落札方式)	○	○	○	→仕様書の見直しを実施 ⇒仕様書の更なる見直しを実施
3	2	(1) -ア-① iii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	21世紀パートナーシップ促進招へい事業 (平成21年度 公募)	○			→平成22年度以降改善済み ⇒措置済み
4	3	(1) -ア-① iv	外務省	(社) 国際交流サービス協会	オビニオンリーダー招待及び高級実務者招へい 事業等接遇業務 (平成21年度 公募)	○			→平成22年度以降改善済み ⇒措置済み
5	3	(1) -ア-① v	外務省	(社) 国際交流サービス協会	外国報道関係者招へい事業に係る業務一式 (平成21年度 最低価格落札方式)	○			→平成22年度以降改善済み ⇒措置済み
6	4	(1) -ア-① vi	厚生労働省	(財) 放射線影響研究所	原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関 する研究事業 (平成21年度～23年度 公募)	○	○	○	→仕様書の見直しを実施 ⇒同様の措置
7	5	(1) -ア-① vii	経済産業省	(財) 日本自動車研究所	I T Sの規格化事業 (平成21年度～23年度 企画競争)	○	○	○	→改善措置を検討中 ⇒今後、過去の実績・経験を参 加要件とせずに調達を実施
8	7	(1) -ア-② i	外務省	(財) 核物質管理センター	IAEA保障措置(包括的保障措置協定及び追加 認定書)実施に関する運用上の解説を含む我が 国の法体系調査、及び同調査結果に基づいた 英語版資料の作成 (平成21年度 企画競争)	○			→当該年度限りの事業 ⇒-
9	7	(1) -ア-② ii	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費 (工場のエネルギー使用状況調査事業) (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		→評価における実績部分の配点 比率を25%に引き下げ ⇒同様の措置
10	8	(1) -ア-② iii	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	新エネルギー等導入促進基礎調査(国際規格 エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242)の運用時等における課題等分 析調査) (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		→評価における実績部分の配点 比率を30%に引き下げ ⇒評価における実績部分の配点 比率を20%に引き下げ
11	9	(1) -ア-② iv	環境省	(財) 日本環境協会	環境保全型製品購入促進事業 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		○	○	→改善措置を検討中 ⇒評価における実績部分の配点 比率を30%以内に引き下げ
12	9	(1) -ア-② v	環境省	(財) 日本環境衛生センター	公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価 業務 (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		→改善措置を検討中 ⇒平成25年度は評価における実 績部分の配点比率が30%を超過 平成26年度からは同比率を30% 以内に引き下げ予定
13	10	(1) -ア-② vi	環境省	(財) 日本環境協会	製品テストの環境ラベルに与える影響調査業 務 (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
14	10	(1) -ア-② vii	環境省	(財) 日本環境協会	こどもエコクラブ事業委託業務 (平成21年度、22年度 総合評価落札方式)	○	○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
15	14	(1) -イ i	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	グローバル・リモートセンシング利用資源解 析強化事業 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→一般競争入札の実施は当該年 度限り ⇒一般競争入札の実施は当該年 度限り
16	17	(1) -イ ii -01, (1) -イ ii -33	環境省	(財) 日本環境協会	環境保全型製品購入促進事業 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		(○)	(○)	→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出 締切日までの期間を13日間確保
17	12	(1) -イ ii -02	総務省	(財) 原子力安全技術センター	原子力施設における現場指揮本部の設置・運 営等に関する調査検討業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→当該年度限りの事業 ⇒-
18	25	(1) -イ ii -03	環境省 (文部科学省)	(財) 原子力安全技術センター	核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施 設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施 設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブ ル情報に関するデータベース整備 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出 締切日までの期間を18日間確保
19	26	(1) -イ ii -04	環境省 (文部科学省)	(財) 原子力安全技術センター	核燃料サイクル施設等運転管理方策調査 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
20	13	(1) -イ ii -05	農林水産省	(社) 全国漁港漁場協会	地域活性化のためのプレジャーボート活用調 査事業 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→当該年度限りの事業 ⇒-

個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況 →1回目のフォローアップ ⇒2回目のフォローアップ
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
21	14	(1) -イ ii -06	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業 (平成21年度 総合評価落札方式)	(○)			→一般競争入札の実施は当該年度限り ⇒一般競争入札の実施は当該年度限り
22	14	(1) -イ ii -07	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費 (工場のエネルギー使用状況調査事業) (平成21年度 総合評価落札方式)	(○)			→平成22年度以降改善済み ⇒前回回答のとおり
23	14	(1) -イ ii -08	経済産業省	(財) 日本エネルギー経済研究所	エネルギー環境総合戦略調査（IEAにおけるエネルギー効率指標を活用したセクター別アプローチの制度構築に向けた検討） (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→平成22年度以降改善済み ⇒前回回答のとおり
24	15	(1) -イ ii -09	経済産業省	(財) 日本エネルギー経済研究所	国際エネルギー使用合理化等対策事業（省エネルギー政策共同研究事業） (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→平成22年度以降改善済み ⇒措置済み
25	17	(1) -イ ii -10	環境省	(財) 日本環境衛生センター	環境測定分析統一精度管理調査業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を13日間確保
26	18	(1) -イ ii -11, (1) -イ ii -18, (1) -イ ii -31	環境省	(財) 日本環境協会	環境カウンセラー事業運営業務 (平成21年度～23年度 総合評価落札方式)	○	○	○	→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を12日間確保
27	18	(1) -イ ii -12	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ（APFED II）活動推進業務（平成21年度 総合評価落札方式）	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
28	18	(1) -イ ii -13	環境省	(財) 日本環境衛生センター	有害大気汚染物質モニタリング手法検討調査業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を11日間確保
29	19	(1) -イ ii -14	環境省	(財) 日本環境協会	土壌環境リスクコミュニケーターに関する検討調査業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
30	19	(1) -イ ii -15	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務 (平成21年度 企画競争)	○			→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を11日間確保
31	19	(1) -イ ii -16	環境省	(財) 日本環境衛生センター	広域最終処分場計画調査（海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査）委託業務 (平成21年度 総合評価落札方式)	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
32	12	(1) -イ ii -17	厚生労働省	(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター	覚せい剤等撲滅啓発事業 (平成22年度 総合評価落札方式)		(○)		→平成23年度以降改善済み ⇒前回回答のとおり
33	20	(1) -イ ii -19	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア・コベネフィット・アプローチ推進パートナーシップ構築に向けた調査検討業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
34	20	(1) -イ ii -20	環境省	(財) 日本環境衛生センター	化学物質環境実態調査精度管理等業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒調達方式を最低価格落札方式に変更
35	21	(1) -イ ii -21, (1) -イ ii -34	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		○	○	→改善措置を検討中 ⇒2事業に分割した上、一方は説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を11日間確保、もう一方は調達方式を最低価格落札方式に変更
36	21	(1) -イ ii -22	環境省	(財) 日本環境協会	国際環境規制等情報提供体制検討業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
37	21	(1) -イ ii -23	環境省	(財) 日本自動車研究所	タイヤ単体騒音実態調査業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒調達方式を最低価格落札方式に変更
38	22	(1) -イ ii -24	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア太平洋環境開発フォーラムに関する普及支援及び国際動向基礎調査業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
39	22	(1) -イ ii -25	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	生物多様性条約第10回締約国会議運営支援等業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
40	22	(1) -イ ii -26	環境省	(財) 日本環境衛生センター	有害大気汚染物質測定方法検討調査業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出締切日までの期間を11日間確保
41	23	(1) -イ ii -27	環境省	(財) 日本環境衛生センター	大気中微粒子状物質成分分析ガイドライン（仮称）作成等に係る調査検討業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業

個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況 →1回目のフォローアップ ⇒2回目のフォローアップ
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
42	23	(1) -イ ii -28	環境省	(財) 日本環境協会	こどもエコクラブ事業委託業務 (平成22年度 総合評価落札方式)		(○)		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
43	13	(1) -イ ii -29	厚生労働省	(財) 二十一世紀職業財団	ポジティブ・アクション促進のための総合的 情報提供事業 (平成23年度 企画競争)			○	→説明会開催日から提案書提出 締切日までの期間を10日間以上 確保 ⇒措置済み
44	13	(1) -イ ii -30	厚生労働省	(財) 二十一世紀職業財団	両立支援に関する総合的情報提供事業 (平成23年度 総合評価落札方式)			○	→説明会開催日から提案書提出 締切日までの期間を10日間以上 確保 ⇒措置済み
45	23	(1) -イ ii -32	環境省	(財) 日本環境衛生センター	日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための 情報発信・研修企画等業務 (平成23年度 総合評価落札方式)			○	→改善措置を検討中 ⇒説明会開催日から提案書提出 締切日までの期間を11日間確保
46	12	(1) -イ iii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	公邸派遣料理人に関する業務 (平成23年度 公募)			(○)	→平成24年度より新規派遣未実施 (26年度を目的に事業廃止予定) ⇒平成24年度から新規派遣未実施 (26年度を目的に事業廃止予定)
47	15	(1) -イ iv	経済産業省	(財) 日本エネルギー経済研究所	石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び 価格動向調査） (平成23年度 総合評価落札方式)			○	→開札日から履行開始日までの 期間を7日間確保 ⇒開札日から履行開始日までの 期間を開庁日で5日間確保
48	16	(1) -イ v	経済産業省	(公財) 原子力環境整備促進・ 資金管理センター	放射性廃棄物共通技術調査等委託費（放射性 廃棄物海外総合情報調査） (平成21年度～23年度 総合評価落札方式)	○	○	○	→平成25年度から事業者選定に おいて改善措置を講じる予定 ⇒開札日から履行開始日までの 期間を11日間確保
49	24	(1) -イ vi	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査 業務 (平成23年度 総合評価落札方式)			(○)	→改善措置を検討中 ⇒2事業に分割した上、開札日 から履行開始日（海外派遣に関 する支援業務）までの期間を1 か月程度確保
50	24	(1) -イ vii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業 務 (平成21年度 企画競争)	○			→改善措置を検討中 ⇒平成26年度以降、業者決定日 から履行開始日までの期間を十 分確保する予定
51	25	(1) -イ viii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	化学物質国際管理対応業務（平成21年度 最 低価格落札方式）	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
52	28	(1) -ウ i	環境省 (内閣府)	(財) 原子力安全技術センター	科学技術基礎調査等委託（耐震安全性評価手 法に関する基礎的・技術的調査） (平成22年度 総合評価落札方式)		○		→当該年度限りの事業 ⇒
53	27	(1) -ウ ii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	公邸派遣料理人に関する業務 (平成21年度～23年度 公募)	○	○	○	→平成24年度より新規派遣未実 施（26年度を目的に事業廃止予 定） ⇒平成24年度より新規派遣未実 施（26年度を目的に事業廃止予 定）
54	27	(1) -ウ iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	し尿処理システム等の改善に関するアジア・ ワークショップ実施等業務 (平成21年度、22年度 最低価格落札方式)	○	○		→改善措置を検討中 ⇒仕様書の記載内容を明確化
55	29	(1) -エ i	総務省	(社) デジタル放送推進協会	無線システム普及支援事業費等補助金（デジ タル受信相談・対策事業） (平成22年度 公募)		○		→平成25年度から事業者選定に おいて改善措置を講じる予定 ⇒2事業に分割
56	30	(1) -エ ii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査 業務 (平成22年度、23年度 総合評価落札方式)		(○)	(○)	→改善措置を検討中 ⇒2事業に分割
57	30	(1) -エ iii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び検討業 務 (平成23年度 総合評価落札方式)			○	→改善措置を検討中 ⇒2事業に分割
58	41	(2) -ア i	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	アジア資源循環研究推進業務 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	→改善措置を検討中 ⇒毎年度、競争性のある関連手 続により事業者を選定
59	42	(2) -ア ii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	日中水環境パートナーシップ調査業務 (平成21年度～23年度 随意契約)	○	○	○	→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
60	42	(2) -ア iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務（平 成22年度 随意契約）		(○)		→改善措置を検討中 ⇒同一事業者による事業継続の 必要性を審査
61	43	(2) -ア iv	環境省	(財) 日本環境衛生センター	ダイオキシン類生物検定法等簡易測定法実用 化検証事業 (平成21年度 随意契約)	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業

個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況 →1回目のフォローアップ ⇒2回目のフォローアップ
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
62	43	(2) -ア v	環境省	(財) 日本環境協会	国際環境規制等情報提供体制検討業務 (平成21年度 随意契約)	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
63	34	(2) -ア vi	外務省	(社) 国際交流サービス協会	「在外公館派遣員派遣」業務委託 (平成21年度～23年度 随意契約)	○	○	○	→競争性のある調達手続による事業者選定の可能性を精査 ⇒競争性のある調達手続による事業者選定の可能性を精査
64	34	(2) -ア vii	外務省	(社) 国際交流サービス協会	「在外公館専門調査員」派遣契約 (平成21年度 随意契約)			○	→競争性のある調達手続による事業者選定の可能性を精査 ⇒競争性のある調達手続による事業者選定の可能性を精査
65	43	(2) -ア viii	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務 (平成22年度 随意契約)		○		→改善措置を検討中 ⇒毎年度、競争性のある調達手続により事業者を選定
66	44	(2) -ア ix	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	→改善措置を検討中 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性を審査
67	44	(2) -ア x	環境省	(財) 日本科学技術振興財団	クリアランス廃棄物情報管理システムアプリケーション保守業務 (平成21年度、22年度 随意契約)	○	○		→改善措置を検討中 ⇒国庫債務負担行為による複数年度契約
68	45	(2) - x i	環境省	(財) 日本環境協会	エコリフォーム普及促進事業委託業務 (平成21年度、22年度 随意契約)	○	○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
69	35	(2) -ア x ii	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	ハイバースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発 (平成21年度～23年度 随意契約)	○	○	○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性等を外部有識者が精査
70	36	(2) -ア x iii	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	ハイバースペクトルセンサの校正・データ処理等に係る研究開発 (平成23年度 随意契約)			○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性等を外部有識者が精査
71	36	(2) -ア x iv	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	石油資源遠隔探知技術研究開発 (平成23年度 随意契約)			○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性等を外部有識者が精査
72	37	(2) -ア x v	経済産業省	(財) 資源・環境観測解析センター	グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性等を外部有識者が精査
73	38	(2) -ア x vi	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒今後同様の事業を実施する際、初年度は企画競争により事業者を選定。また、複数年度の実施を要する場合には、契約金額の妥当性等を外部有識者が精査
74	38	(2) -ア x vii	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	空中発射システムの研究開発 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性等を外部有識者が精査
75	39	(2) -ア x viii	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	次世代衛星基盤技術開発 (平成21年度 随意契約)	○			→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒既に終了した事業
76	39	(2) -ア x ix	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 (平成22年度、23年度 随意契約)		○	○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性等を外部有識者が精査
77	40	(2) -ア x x	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	宇宙等極限環境における電子部品等の利用に関する研究開発 実証衛星3号機等の開発 (平成23年度 随意契約)			○	→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒同一事業者による事業継続の妥当性等を外部有識者が精査
78	46	(2) -イ i	環境省	(財) 日本環境衛生センター	微小粒子状物質等曝露システム改善調査業務 (平成21年度 最低価格落札方式)	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業

個別指摘事項一覧

個別指摘事項：6省延べ93件（契約等件数125件）

回答概要		事例票No.	府省名	法人名	案件名	指摘契約等年度			改善措置状況 →1回目のフォローアップ ⇒2回目のフォローアップ
整理番号	概要ページ					H21年度	H22年度	H23年度	
79	46	(2) -イ ii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務（平成21年度 企画競争、平成22年度 随意契約）	○	○		→改善措置を検討中 ⇒仕様書の見直しを実施
80	47	(2) -イ iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	広域最終処分場計画調査（海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査）委託業務（平成22年度 総合評価落札方式）		○		→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業
81	47	(2) -イ iv	環境省	(財) 日本環境衛生センター	酸性雨モニタリング推進業務（平成21年度～23年度 随意契約）	○	○	○	→改善措置を検討中 ⇒仕様書の見直しを実施
82	47	(2) -イ v	環境省	(財) 日本環境衛生センター	黄砂問題調査検討業務（平成22年度 総合評価落札方式）		○		→改善措置を検討中 ⇒再委託先を指定する理由を仕様書別添に明記
83	48	(2) -イ vi	環境省	(財) 地球環境戦略研究機関	京都メカニズムを利用した公害対策と地球温暖化対策のコペネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業委託業務（平成21年度 随意契約）	○			→改善措置を検討中 ⇒仕様書の見直しを実施
84	49	(3) -① i	外務省	(財) 国際開発高等教育機構	平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価（現地での連携と調整）のための調査業務委嘱（平成21年度 企画競争）	○			→当該年度限りの事業 ⇒
85	50	(3) -① ii	経済産業省	(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構	マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発（平成21年度 企画競争）	○			→平成25年度から事業者選定において改善措置を講じる予定 ⇒提案事業に関与したことがある者を当該審査から除外
86	51	(3) -① iii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務（平成23年度 総合評価落札方式）			(○)	→改善措置を検討中 ⇒審査ポイント等について、事前に審査員間で認識を共有
87	52	(3) -② i	外務省	(社) 国際交流サービス協会	オピニオンリーダー招待他3者招待事業委託業務（平成22年度 企画競争）		○		→多重確認等を実施 ⇒前回回答のとおり
88	52	(3) -② ii	外務省	(一財) 平和・安全保障研究所	台頭する新興国と日本外交についての調査研究（平成22年度 総合評価落札方式）		○		→不落随意契約の際は、相手側より見積書を徴取した上で、価格交渉を実施 ⇒前回回答のとおり
89	52	(3) -② iii	厚生労働省	(財) 放射線影響研究所	原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業（平成21年度～23年度 公募）	○	○	○	→業務が完了し、その履行状況を確認 ⇒前回回答のとおり
90	53	(3) -② iv	厚生労働省	(社) 国民健康保険中央会	老人保健事業推進費等補助金（平成21年度 公募）	○			→平成22年度以降改善済み ⇒前回回答のとおり
91	53	(3) -② v	経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）（平成21年度、23年度 総合評価落札方式）	○		○	→提案書の審査期間を3日間確保 ⇒提案書の審査期間を2日間確保
92	54	(3) -② vi, (3) -② vii	経済産業省	(社) 発明協会	外国産業財産権制度支援事業（平成21年度、22年度 企画競争） 産業財産権人材育成協力事業（平成23年度 企画競争）	○	○	○	→仕様書の見直しを実施 ⇒措置済み
93	54	(3) -② viii	環境省	(財) 日本環境衛生センター	使用済自動車再資源化の効率化及び合理化等推進調査業務（平成21年度 総合評価落札方式）	○			→改善措置を検討中 ⇒既に終了した事業

※1 グレーで着色している契約等は、複数の指摘がなされているもの。

※2 「指摘契約等年度」中の（ ）は、同一年度の契約で複数の指摘がなされているもの。